総　務　企　画　委　員　会　記　録

＜第３号＞

令和８年第２回沖縄県議会（６月定例会）

令和８年７月６日（月曜日）

沖　縄　県　議　会

総　務　企　画　委　員　会　記　録＜第３号＞

開会の日時

年月日　　令和８年７月６日　月曜日
開　会　　午前10時０分
散　会　　午後３時27分

場　　所

第７委員会室

議　　題

１　甲第１号議案　令和８年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）
２　甲第３号議案　令和８年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）
３　乙第１号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
４　乙第２号議案　沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
５　乙第３号議案　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
６　乙第４号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
７　乙第５号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
８　乙第６号議案　沖縄県宿泊税条例の一部を改正する条例
９　乙第19号議案　警ら活動中の事故に関する和解等について
10　乙第23号議案　車両損傷事故に関する和解等について
11　乙第24号議案　車両損傷事故に関する和解等について
12　乙第27号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について
13　乙第28号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
14　乙第29号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について

15　乙第30号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について
16　乙第31号議案　専決処分の承認について
17　乙第32号議案　専決処分の承認について
18　乙第33号議案　専決処分の承認について
19　乙第34号議案　専決処分の承認について
20　乙第35号議案　沖縄県知事の給与の特例に関する条例
21　「沖縄県自発的自治体レビュー2026」について（所管事務調査）
22　「恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）」について（所管事務調査）
23　陳情令和６年第96号外29件
24　閉会中継続審査・調査について
25　視察・調査について

出 席 委 員

委員長	西　銘　啓史郎
副委員長	高　橋　　真
委　員	宮　里　洋　史
委　員	徳　田　将　仁
委　員	島　尻　忠　明
委　員	呉　屋　　宏
委　員	島　袋　　大
委　員	幸　喜　　愛
委　員	玉　城　健一郎
委　員	大　田　　守
委　員	仲宗根　　悟
委　員	渡久地　　修
委　員	当　山　勝　利

欠 席 委 員

なし

説明した者の職・氏名

知事公室長	多良間　一　弘
地域外交統括監	山　城　憲一郎
平和・地域外交推進課長	照　屋　真　子
総務部税務課長	呉　屋　陽　慈
企画部長	武　村　幹　夫
企画調整課長	井　上　満　男
企画調整課ＳＤＧｓ推進室長	川　満　涼　子
交通支援課長	大　仲　浩　二
地域・離島課長	島　袋　秀　樹
市町村課長	石　井　康　貴
文化観光スポーツ部観光振興課副参事	金　城　　修
土木建築部海岸防災課長	又　吉　一　誠
教育庁県立学校教育課副参事	伊志嶺　　周
警察本部警務部長	横　山　弘　泰
警察本部警務部監察課長	東　濵　貴　大
警察本部警務部監察課訟務官	嵩　原　光　彦
警察本部地域部長	仲宗根　宗　信
警察本部地域部参事官課長事務取扱	新　垣　健一郎
警察本部交通部長	金　城　重　成
警察本部交通部交通規制課長	平　　晃

○西銘啓史郎委員長　ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

本日の説明員として、知事公室長、企画部長、警察本部警務部長及び地域部長ほか、関係部長等の出席を求めております。

まず初めに、乙第19号議案警ら活動中の事故に関する和解等についてを議題といたします。

ただいまの議案について、警察本部警務部長の説明を求めます。

横山弘泰警務部長。

○横山弘泰警務部長　警務部長の横山でございます。

乙第19号議案警ら活動中の事故に関する和解等について御説明申し上げま

す。

令和４年１月27日、沖縄市内の道路上において、警察官が暴走族警戒のため、警棒を持って徒歩警ら中、警察官の方向に進行してくる相手方が運転するバイクを停止させようとした際、相手方の前方に警棒を持った右手を差し出したことにより、同警棒を相手方の右眼付近に衝突させ、負傷させる事故が発生いたしました。

県は、本件事故について過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方及び保険者らに対して総額9138万3793円を支払うことを内容とする和解をする必要がありますので、地方自治法第96条第１項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本件につきましては、警察官の職務執行に際し、相手方に重大な傷害を負わせたこと、心身共に大きな御負担をおかけしていることに対して、改めておわびを申し上げます。

また、職員に対しましては、適正な職務執行をはじめとする指導を徹底し、同種事案の再発防止を図り、県民の皆様の信頼回復に努めてまいる所存でございます。

以上で、乙第19号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いします。

○西銘啓史郎委員長　警務部長の説明は終わりました。

これより、乙第19号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等を述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員　おはようございます。

何点か質問をさせていただきます。

本当に、これ２年ぐらい前の事件、事故というか、こういうものがあって、警ら中にあったということで非常にショッキングなことだと私も記憶しております。

このような形で、今回、賠償が9138万円ということになっていますけれども、こちら被害にあった方との話合いというのは、今どのような状況になっているんですか。しっかりこれが合意して、そのお互いの責任というのは大丈夫なようになっているのか、その辺り説明お願いします。

○横山弘泰警務部長　相手方との合意状況について御説明をいたします。

本件、額につきましても内容につきましても相手方弁護士を通じて同意をいただいているところでございます。

○玉城健一郎委員　今回の事故に関してなんですけれども、警ら中に職員の過失ということなんですけれど、どういった点が過失になっているんですか。県警が過失として認めたのはどの点なのでしょうか。

○嵩原光彦監察課訟務官　よろしくお願いします。

過失なんですけれど、判決において、進行してきた相手方のバイクの面前、前方に警棒を差し出したというのが過失として判決で認定されております。

○玉城健一郎委員　分かりました。

この認定に関しては県警としてもこれは反論することもなく、これしっかり過失として今回認めているという認識でいいですか。

○嵩原光彦監察課訟務官　さようでございます。

○玉城健一郎委員　今回再発防止策ということで、恐らくこの沖縄県警の職員自体も、みんなよく知っていると思うので、今後の警ら活動に関して、慎重になってやっていくと思うんですけれども。今回やった方というのは、県外から来ている応援の方だったと思うんですね。

今後、県警というのは、やはり今後も県外から応援だったり、交流というのが出てくる中で、またこういった事件が起こる可能性というのはあると思うんですよ。

なので、県警本部だけではなくて、県外の警察組織に対して、そういった教育を徹底していく必要があると思いますけれど、その点についてはいかがでしょうか。

○新垣健一郎地域課長　委員の御質問にお答えをいたします。

今回の事案を受けまして、令和４年に警察庁から各都道府県の警察に対しまして、適正な職務執行の徹底に関する文書が発出されておりまして、各都道府県警察においても、周知がなされているものと承知をいたしております。

なお、他県から派遣された警察官が当県で勤務する際は、今回の事案を踏まえまして、装備資機材の有効活用を含めて、適正な職務執行に関する指導教養を徹底しているところでございます。

以上です。

○玉城健一郎委員　よろしくお願いします。

あとはこの今回9100万というかなり大きな金額だと思うんですが、これは恐らく被害に遭われた方の将来性とかも見込んだ上でこの金額になっていると思います。

その中で、やはり県民の税金をこのような形で払っていくということに対して、理解を得ていくためにも、ある程度当該の職員に対して負担を求めていく必要があると思いますけれど、その点はいかがでしょうか。

○横山弘泰警務部長　今回相手方にけがをさせてしまった職員に対する求償権の行使についてお答えをいたします。

求償権につきましては、県が被害者に賠償金を支払うことによって発生するものでございまして、求償権は県の債権のうちの一つでございます。

この求償権の行使につきましては、具体的な判断については賠償内容が決まった後に行うこととなります。

今後、県警察の顧問弁護士等への相談も行いながら、検討を進めてまいる所存でございます。

○玉城健一郎委員　その辺りはしっかり慎重にやっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、本当に、今回の事件・事故というのが非常に、将来のある子どもに対して、こういった特に何も悪いこともしていない状況の中でこういったことが起きたことに対して、やはり親御さんだったりとかこの子どもに対して、もう本当に償っても償いきれないぐらいのものをやってしまったと思います。

やはりこれからも、やっていたら構わないんですけれども、その親御さんだったりこの対象の子どもに対して、謝罪なり何なりしたほうがいいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○横山弘泰警務部長　本件につきましては、やはり相手方に対して心身共に大きな御負担をおかけしたことを痛感しているところでございまして、繰り返しになりますけれども、改めてこの場を借りてお詫びを申し上げます。

直接の謝罪等につきましては、相手方の要望等も踏まえながら真摯に対応してまいる所存でございます。

○玉城健一郎委員　ぜひ相手に寄り添った対応をしっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　よろしくお願いします。

賠償内容は前回の予算のほうでお聞きしました。再発防止等今玉城委員の質問でもありましたけれども、今回和解に至るに当たって、どういったことを協議して、どういったことを県としては、何ていいますか、このやはり事故の場合だと、双方となることもあるかなと思うんですけれど、どういったその寄り添ったというか、対応されたのかを改めてお聞きしたいと思います。

○横山弘泰警務部長　先ほど訟務官のほうからもありましたけれども、警棒を進行中のバイクの前に出したことについて、重大な過失があったということについて県警として認めているところでございます。

その双方の過失責任についての御質問かと思いますけれども、相手方の過失につきましては、まずもって県警側の職員の管理体制の不十分な点や、相手方が受けた重大な傷害結果に鑑みて、県の過失が重大であるということを認識しつつ、相手方については、額の面で一定の譲歩があるなども踏まえまして、相手方の過失について言及できるものではないというふうに考えているところでございます。

結論において過失相殺を求めることはしておりません。

○宮里洋史委員　分かりました。

今後ともこの寄り添った対応というか、気をつけていただきたいという一言なんですけれども。当時その事故のときの時間帯というのは何時でしたでしょ

うか。

○嵩原光彦監察課訟務官　当時は午前１時10分ごろに、コンビニで集っている者たちを認めて、当該警察官が臨場して、その後徒歩で移動して、事故の発生が１時16分ということになってございます。

○宮里洋史委員　この事故に遭われた方というよりも、この当時のこの状況というんですか、この深夜徘徊が多かったのかどうかというのは、県警としてはどのように捉えていますか。

○新垣健一郎地域課長　当時、補導状況とかそういうのが多かったのかという話だと思いますけれども、当時は実は２回暴走族の通報がございまして、それに基づいて警察官は警戒をしていたと。そういう状況の中で被害に遭われたということで、当時の補導状況がどうだったかというところについては、本人含めて、そこは今、ちょっとお答えしづらいと。

○宮里洋史委員　分かりました。

最後の質問に行きます。

これも結構新聞とかメディアにも載ったことだと思うんですけれども。その事故がありまして、次の日か、沖縄署に襲撃という形があったと思います。

当時沖縄県民の方、中部地方の方から僕もたくさん問合せをいただいた内容というものは、確かにああいったことはあってはならない、大けがをさせてしまったというのはあるんだけれども、県民として、ああいう襲撃みたいなことがあってはならないと。どうにか、そういった子たちはちゃんと法にのっとって対応すべきだ、警察しっかりしなさいみたいな声もいただいたんですけれども、この襲撃された方々はその後どうなったのか、お聞きできますか。

○東濵貴大監察課長　お答えします。

委員の御質問ありました沖縄署の襲撃の関係ですけれども、日付で言いますと令和４年１月27日の深夜から翌28日の未明にかけて、暴徒化した少年らの行為によって、沖縄警察署の玄関のドアガラスとか電光掲示板が割られたり、車両が壊されるなどの損害を受けております。

県警察ではこれらの不法行為に関与したことが明らかとなった成人１名、少年14名の計15名を器物損壊などの罪で検挙をするとともに、同少年らの保護者である監督義務者22名を加えた37名に対して、損害賠償請求の訴えを起こ

しております。

これらにつきましては、訴訟を起こしまして沖縄県の主張が認められ、約400万円の債権を取得しています。つまり県が勝訴しています。

今後は、判決により確定した損害賠償請求権を基づき、支払いを求める手続を進めていくこととしております。

以上でございます。

○宮里洋史委員　分かりました。

引き続きこのようなことがないよう、またこの治安ですね、やはり安心・安全な環境をつくるように努めていただきますよう要望して、質問を終わります。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　質疑なしと認めます。

よって、乙第19号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第23号議案車両損傷事故に関する和解等についてを議題といたします。

ただいまの議案について、警察本部警務部長の説明を求めます。

横山弘泰警務部長。

○横山弘泰警務部長　乙第23号議案、車両損傷事故に関する和解等について御説明申し上げます。

令和７年10月22日、八重瀬町内の店舗駐車場において、警察官が証拠品のバイクを警察署に搬送するため、搬送車両に乗せ転倒防止措置を講じた際、バイクの前方ライトを搬送車両のフレームに接触させ、同バイクの前方ライトを損傷させる事故が発生いたしました。

県は本件事故について過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に総額８万8968円を支払うことを内容とする和解をする必要がありますので、地方自治法第96条第１項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、乙第23号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いします。

○西銘啓史郎委員長　警務部長の説明は終わりました。

これより、乙第23号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　質疑なしと認めます。

よって、乙第23号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第24号議案車両損傷事故に関する和解等についてを議題といたします。

ただいまの議案について、警察本部警務部長の説明を求めます。

横山弘泰警務部長。

○横山弘泰警務部長　乙第24号議案車両損傷事故に関する和解等について御説明申し上げます。

令和７年11月19日、機動隊構内において、庁舎２階ベランダの鉄柵が落下し、駐車中の普通乗用自動車２台を損傷させる事故が発生いたしました。

県は、本件事故について庁舎の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に総額43万9236円を支払うことを内容とする和解をする必要がありますので、地方自治法第96条第１項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、乙第24号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長　警務部長の説明は終わりました。

これより、乙第24号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　質疑なしと認めます。

よって、乙第24号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

（休憩中に、補助答弁者の入れ替え）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

次に、公安委員会関係の陳情令和６年第96号外５件を議題といたします。

ただいまの陳情について、地域部長及び交通部長等の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いいたします。

仲宗根宗信地域部長。

○仲宗根宗信地域部長　よろしくお願いします。

公安委員会関係の陳情に係る処理概要について、御説明いたします。

陳情説明資料の２ページを御覧ください。

陳情につきましては、公安委員会所管の継続案件が５件、新規陳情が１件となっております。

継続案件のうち、１件は総務部との共管となっており、新規案件については、文化観光スポーツ部及び土木建築部との共管となっております。

それでは、前定例会の処理概要の内容に変更のある継続陳情について御説明いたします。

○金城重成交通部長　資料の３ページを御覧ください。

令和６年第96号安和琉球セメント出口の交通事故後の対応と対策に関する陳情の処理概要について、41行目以降を変更しております。

記事項２について、「令和６年６月28日、安和港出口付近で発生した人身事故については、県警察では法と証拠に基づいて必要な捜査を行い、令和８年６月５日、関係者３名を那覇地方検察庁に事件送致しています。」

続きまして、資料の11ページを御覧ください。

令和７年第176号石平自治会周辺の渋滞緩和と交通安全確保に向けた対策を求める陳情の処理概要について、41行目以降を変更しております。

記事項２の県道81号宜野湾北中城線から安谷屋自治会への出入口に係る「信号機の点灯時間につきましては、令和８年４月13日から、午前７時から午前９時の間は、青時間を２秒延長して、渋滞緩和を図ったところです。」

○仲宗根宗信地域部長　続いて、新規陳情について御説明いたします。

資料の12ページを御覧ください。

令和８年第47号令和８年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情の処理概要について御説明いたします。

記事項の１について、県警察では、本部町水難事故防止協議会に参画し、県内の水難事故の発生状況や特徴、防止対策について各関係機関・団体と情報共有を図っているほか、具体的な活動として、海浜パトロールや警察用船舶を活用した海上パトロールによる遊泳者等に対するライフジャケットの着用などの注意喚起、本部町内の小中学校や公民館等における安全講話、ユーチューバーや大型ビジョン、行政機関が発刊する広報誌等を活用した積極的な情報発信などを実施しておりますが、引き続き、関係機関・団体との連携を強化し、遊泳者等に対する訴求効果の高い情報発信等に努めてまいります。

警察本部地域部の説明は以上です。

次に、文化観光スポーツ部からの説明をお願いいたします。

○金城修観光振興課副参事　文化観光スポーツ部では、水難事故死亡者数の増加を受けて、水難事故防止対策予算の拡充、取組の強化を図っているところであります。

具体的には、インバウンドを含む観光客への周知拡大や、観光客の水難事故が多発している自然海岸への巡回、令和８年３月に締結した５者連携協定に基づく取組など、対応の強化を図っております。

引き続き、関係機関との連携の下、観光客の水難事故罹災者数及び死者数の低減に向け、取組を推進してまいります。

○仲宗根宗信地域部長　次に、土木建築部からの説明をお願いいたします。

○又吉一誠海岸防災課長　県は、水難事故防止の施策を推進するために水難事故防止推進協議会や沖縄県水難事故防止に係る検討会議において、関係機関と情報共有や対策の検討を行っております。

海岸管理者として、海浜利用者が一目で海の特徴や危険性を理解できる看板設置を行っており、引き続き、海岸管理者としての役割を踏まえ、海の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

以上で、公安員会関係の陳情に係る処理概要の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長　地域部長及び交通部長等の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。
玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員　１点だけ。
陳情の11ページ、第176号、石平自治会周辺の渋滞緩和の件なんですけれども、これ要望をしっかり聞いていただきありがとうございます。
僕、よく通るので、状況をよく見ていたので、非常に感じています。
今回２番のほうなんですけれども、２秒延長するということなんですけれど、２秒で大体車が何台ぐらい通る感覚なんでしょうか。

○平晃交通規制課長　２秒という時間で、当然車両の動きとかもそれぞれありますので、正確に何台かというところがはっきり常にいえるわけではないんですけれども、今回サイクルを増やしたことによって、一、二台程度は、これまでよりも増えているといった状態であります。
以上です。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。
まだまだそこの石平自治会周辺、渋滞緩和ということで取り組んでいただいていますので、まだ引き続き、こういった課題は出てくると思いますので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。
以上です。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。
島尻忠明委員。

○島尻忠明委員　新規の陳情の件なんですけれど、これ関係部局いろいろ対策していただいていると思うんですけれど、ただ、なかなか水難事故というのは新聞報道等でもありますが、なかなか厳しいところがあるんですけれど。
この関係している皆さんで、夏これからまたいろいろな海でのレジャーとかいろいろあると思うんですけれど、お互い関係部署で会議というのはどのような間隔でやっておりますか。
例えば、シーズンが始まる前とかシーズンオフにとか、いろいろ時期があると思うんですけれど、年間を通じて会議等は持たれておりますか。
どこの部局か代表してでもいいですから、それに対しての会議やっているんであれば、ちょっと教えていただきたいんですけれど。

○仲宗根宗信地域部長　このたびの３月に、５者会議というのを開いておりますけれども、この５者会議の前にも、以前からも連携のほうはしております。

これを、５者会議でまた情報共有だとか共通の認識をしっかりしていこうということで、このたび協定を結びまして、根拠を得たところでありますけれども、その以前から定期的にこの情報共有を図っております。

年に数回程度は、事務局同士で、いろいろ事務間での連携を図っており、その時々で連携はちゃんと図っておりますので、今後も今年の夏に向けまして、またしっかり対応していこうと思っております。

以上でございます。

○島尻忠明委員　なかなか水難の事故というのは、厳しいところがあると思いますけれど、ぜひまた関係部署としっかり連帯しながら、そしてマリンスポーツをしている皆さんとも協議をして、シーズン入る前とか、終えて、今年はどういうことで、どういう課題があったとかしっかりやっていただきたいと思います。

沖縄は特に海がいいということで、このように書いてあるインバウンドも含めて観光客いらっしゃいますので、ぜひ皆さんで万全によろしくお願いいたします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

（休憩中に、西銘委員長より５者協議とは何か説明するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

仲宗根宗信地域部長。

○仲宗根宗信地域部長　５者協議とは、沖縄県、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー、沖縄マリンレジャーセイフティービューロー、第十一管区海上保安本部、沖縄県警察、この５者が水難事故防止対策としまして、これまで個々に実施していた広報啓発活動等について、５者が情報を共有して、強力に関係を構築し、共通認識の下で水難防止活動を強力に推進していくものであります。

以上でございます。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。
大田守委員。

○大田守委員　海上パトロールというのをやっているんですが、あと、これですね、海岸線に防犯カメラもしくは監視カメラ、これをつけている地域もあるんですよね。
そこでのこういった事故の増減とか、それは確認されたことありますか。

○仲宗根宗信地域部長　恩納村のほうでＡＩカメラを設置していると伺っております。
あちらアポガマだとか、そういったダイビングスポットが多いところと、あとこれからもこういったカメラだとか設置していこうという動きはあると確認しております。
この設置後の比較は現時点、今年の夏、発生等あると思いますので、今後そういったものも検証しながら、またこの効果が出た場合には、警察のほうからも市町村だとか管理者に対して働きかけをしまして、水難事故防止対策に取り組んでいこうと思っております。
以上でございます。

○大田守委員　大体事故が起きる場所は同じなんですよね。
私の地域の糸満でも、大体事故起きる場所は一緒なんです。
そういったところをピックアップしながら、しっかりこういった監視カメラですね。
あと南部のほうのある町は、全体的に海岸が短いので、海岸線ほぼ全体的にやっているという話も聞いています。そこはもうカメラを常時監視する職員がいらっしゃってやっていると。
だからそういったものをしっかりやっていけば、１件でも２件でも、減らさないといけないと思うんですよね。
そこのところまたよろしくお願いします。
以上です。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。
よろしいですか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　質疑なしと認めます。

以上で公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

（休憩中に、説明員の入替え及び所管事務調査を議題に追加することについて協議した結果、追加することで意見の一致を見た。）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

本委員会の所管事務調査事項予算及び行財政についてというところで、沖縄県自発的自治体レビュー2026については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

企画部の陳情審査の後に審査を行うこととします。

次に、企画部関係の陳情令和７年第71号外８件を議題といたします。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いいたします。

武村幹夫企画部長。

○武村幹夫企画部長　皆様、おはようございます。

委員の皆様から、右手のほうが統括監の宮城でございます。そして、左手のほうが真栄田になります。今回この後ろに控えたこの新体制で今年度、お願いいたします。

それでは、企画部関係の陳情処理概要について、御説明いたします。

説明資料の２ページ陳情一覧を御覧ください。

企画部関係の陳情は、継続陳情が７件、新規陳情が２件となっております。

このうち、継続陳情のうち方針に変更があった箇所と新規陳情について御説

明いたします。

３ページをお願いいたします。

陳情令和７年第71号令和７年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情の記２について御説明いたします。

処理概要の欄、36行目を御覧ください。

「さらに、離島町村の職員等の奨学金の返還支援に令和８年度から新たに取り組むほか、離島町村の事務の一部を本島内で共同処理する離島町村総合事務センター（仮称）の設置に向けて、具体的な検討を進めております。」

次に８ページをお願いします。

令和７年第139号八重山郡域の電波不感地帯の解消と次世代通信インフラ整備の促進に関する陳情の記３について、御説明いたします。

処理概要の欄の16行目を御覧ください。

「通信障害や非常時に備えた複数キャリアによる冗長構成については、令和８年４月１日から国内携帯電話事業者が共同でサービスを開始しています。このサービスにより、契約中のネットワークが遮断された場合でも、他社回線に切り替えて通信を継続することが可能になります。

県においては、引き続き、情報の収集に努めるとともに、必要に応じて関係機関とも連携して取り組んでまいります。」

次に14ページをお願いします。

令和７年第174号外国人による日本の土地購入を規制する法律の制定を求める意見書提出に関する陳情について、御説明いたします。

処理概要の欄の12行目を御覧ください。

「これを受け、令和８年３月に外国人による土地取得等のルールの在り方検討会が設置され、検討が進められております。」

次に15ページをお願いします。

令和８年第47号令和８年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情の記２について、御説明いたします。

処理概要の欄の18行目を御覧ください。

離島町村の職員の人材確保に必要な環境整備として、住宅不足は課題の一つであると認識しております。

県としましては、離島町村等の職員採用の取組への支援を行うとともに、他の市町村における取組例の情報提供や財政運営への助言、空き家のサブリースに係る各町村の取組への伴走支援など、職員の住宅確保に向けた対応方策について、離島町村と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に記３について御説明いたします。

処理概要の欄の30行目を御覧ください。

地理的要因等で電波が届きにくい石垣市北部地域の共同受信施設は、設置から約20年が経過し、老朽化が進んでいると認識しております。こうした施設の更新は全国的な課題でもあり、現在、全国知事会を通じて国へ支援策の拡充等を要望しているところです。

一方で、中継局の新設につきましては、各無線局との混信による電波環境等への影響が懸念されるため、関係機関と課題を共有し、解決策を検討していく必要があります。

県としましては、同地域の安定的な視聴環境の確保に向け、引き続き石垣市、国及び放送事業者と対策に向けた意見交換を行ってまいります。

次に、17ページをお願いします。

令和８年第52号海運・船員の政策諸課題に関する陳情の記１について御説明いたします。

当陳情は、総務部との共管となります。まず、総務部の説明を求めます。

○呉屋陽慈税務課長　総務部から説明いたします。

処理概要の欄の21行目を御覧ください。

船員に対する政策減税については、対象税目、課税客体、減税の内容等の具体的な要望に基づき、関係部局と連携し実態を踏まえて十分に検討する必要があるものと考えております。

総務部の説明は以上です。

○武村幹夫企画部長　続きまして、企画部から御説明いたします。

処理概要の欄の27行目を御覧ください。

個人住民税は、地方税法第323条の規定により、市町村長が特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、減免することができることとされており、船員に対して課する個人住民税の減免については、各市町村において、当該船員の事情を考慮して判断されるべきものと考えております。

次に、記２について御説明いたします。

処理概要の欄の36行目を御覧ください。

海上における情報通信サービスの利用については、衛星ブロードバンドの活用が進展する中、国の制度改正により、領海外でも低軌道衛星を利用した高速・大容量の通信サービス、いわゆるスターリンク等の提供が可能となったことから、陸上と同等の通信環境の整備が進んでおります。

また、県においても、国や市町村と協調して、ブロードバンド設備を含む運航に必要な各種機器導入にかかる費用等の補助を行っております。

一方で、海上における地上デジタルテレビ放送等の不感地帯の解消については、海域でも受信できるほどの強い電波を送出すると、各無線間の電波混信による陸上地域の放送環境への影響が懸念されます。

このため、衛星ブロードバンドをはじめとする新たな通信サービスの普及を踏まえながら、どのような対策が可能かを国などと意見交換してまいります。

県としては、引き続き船員の労働環境の改善に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長　企画部長の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員　今説明のあった３ページ、そこの２番かな、行政運営の円滑化の住民サービスを共同でやるというのがここに書かれているんだけれど、具体的にどんなイメージを持っているの。

○石井康貴市町村課長　お答えいたします。

今御質問のありましたのが離島町村総合事務センター（仮称）という県で検討しておるものでございますけれども、いわゆる離島の役場の総務事務の一部を想定しておりまして、具体的には職員採用の事務ですとか、あと職員の給与関係事務とかを検討しているところでございます。

以上でございます。

○呉屋宏委員　例えば、今、共同事務をやっている部分が、その広域行政でやっている介護だとか、いろいろなものがあると思うんですよね。

そこで、そういうところはやっているんだけれど、共通するような問題がそこの中に幾らでもあると思うんだけれど。そこに特化している理由は何か、ほかに考えられないの。

○石井康貴市町村課長　お答えいたします。

今、委員から御指摘ありましたとおり、離島以外の市町村も含めまして、市

町村の広域連携事務とは種々各種の分野で行われておりまして、こうした各分野における共同処理も含めた対応方策の検討については別途、市町村との意見交換の場として、４市４町村との検討会を設けておりまして、そこで議論はしております。

それと別にこのセンターに関しましては、総務系の事務に関しては、住民の方と直接接しない事務ということもありますので、そうした事務に関しては本島内で行うこともできるのではないかということで別途検討しているというものでございます。

以上でございます。

○呉屋宏委員　そういうこともあるんだけれど、これは悪いとは言っていないんだけれど、ただこれほかに、できることが僕はあると思うんだよね。

介護なんて直接折衝しないかもしれないけれど、それをやっているわけでしょ、現実は。

だから、この渡名喜とか粟国とか小規模離島が何で苦しんでいるかというのは、南部離島の協議会があるわけだから、そこで十分な意見交換をしたほうがいいと思うんだよ。

これね、毎年出てくるんだけれど、これいつも離島市町村の陳情が結構そういうところにあるんです。だから、もっと考えるべきだと思わないんですか。

○石井康貴市町村課長　お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、その共同処理ができる分野に関して、共同処理を広げていくというのはそれは重要だと思っておりまして、我々もこの今申し上げた総務系の事務だけがその共同処理に適しているというふうに考えているわけではありませんので、ただ今後共同処理を広げていくに当たって、その共同処理の受皿となる組織として、このセンターをスモールスタートの形でもいいので立ち上げて、今後分野、共同処理できる場について広げていくということが大事だというふうに思っておりますので、そこは御指摘のとおり離島町村としっかり意見交換を重ねながら、検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○呉屋宏委員　あのね、僕はこの間の一般質問でも少し触れたんだけれども、特に、消防行政なんかもそうなんだよね。

前に41市町村合併しようかって話もあったんだけれど、今これが流れてい

る。

これをもう一度検討し直さなければいけないと思うんだけれど、こういう広域的にやる部分では本来そこまで厳しいものではないよねと思うけれども、持たなければいけないというところがあるよね。そういうのを広域的に検討するよう要望はしておきたいと思います。

それと、15ページ。

この15ページの２、これ多分住宅問題なんだよな。

この住宅問題なんだけれども、これ前からね、総務委員会でも、先週議論したんだけれども、もう皆さん、県の団地は造らないと決めているんですよね。それから一切もう検討はしていない。あんな大型な団地はもう必要ないとは思うんだけれども。この定住に向けた部分というのはもう一回整理すべきだと思うんだよ。

例えばね、安田なんか前は教員住宅があったんだよ、団地が。だけれどね、あなた方、この団地が使われていないことは分かっているんだよね。使われているところと使われていないところ。

何でかというと、古くなってね、もうそこで住みたくないという先生方が増えて、結果的にはみんな辺土名から通うようになったわけだよね。離島はそうじゃない。団地にいる先生方と放課後も子どもたちが一緒に遊べるような部分というのは、実は安田なんか見ていても、とても感じるわけ。

これどこの離島の小学校、中学校でもそうだと思うんだけれど、そういうのも含めて、総合的に、団地を造る、小規模な、例えば定住で行きたい人たちも含めて、先生方のやつもそうだし、職員の住宅も必要だし、総合的に考えたら、あなた方、縦割りでやるものだから、教員は教員、職員は職員って分けて考えるものだから、これは合同であなた方小規模の団地を造るという考え方は企画の中にはないの。

○島袋秀樹地域・離島課長　お答えいたします。

公営団地につきましては、土木建築部として県営についてはそういう方針であるということで伺っています。

企画部の中で住宅確保については、副知事を筆頭にした離島振興対策会議というのがございます。そこは各部の部長さんもメンバーに入っていますので、ただ、現時点で企画部のほうで離島過疎地域の住宅確保について、公営住宅でというのは少し議論をこれまでしておりません。

今、我々やろうとしているのは、離島地域の住宅を建設する場合に、本島と比べてかなり1.3倍から２倍以上の格差があるということで、余計にかかる費

用を何とか軽減したいということで、今現在協議を進めております。それと市町村における空き家の活用の支援ということに取り組んでいる状況でございます。

以上です。

○呉屋宏委員　空き家利用の話も、前から聞いてはいるんだけれど、これ簡単に進む話じゃないんだよ。

田舎に行ってみるとね、空いている家はいっぱいあるんだよ。だけれど進まない理由も分かるわけ。あなた方も分かっているはずなんだよ。

そこを空き家対策やると言って一生懸命やっているんだけれど、そんなことするよりは、団地とは言わないけれども、例えばね、１つの建物造るにしてもあなた方が造るのではなくて、もうね、補助金を５割とか６割出して、その地域に造ってもらって、それ地域で管理をしてもらう。

こういうやり方であれば、管理費用もあなた方がやらなくていいし、そこに補助金を出しているから、その家賃を低額にするという設定もできるはずなんだ。これ前から提言するんだけれど、あなた方がやらないんだよ。だからこれは、そういう形をつくっていけば、田舎にもっと居住する人が出てくる。あなた方が止めているんだよ。

さっき言ったでしょ。２倍から2.5倍の資材で建築できるか、できるわけがない。だからそこを補塡するためにはどうするかというのは、やはり補助金でしかないんだよ。

だから、５割で民間のアパートを造る。１億かかるんだったら5000万は県が出す。そういうふうな形だったら、僕はアパートに住んでいくと思っているんだよね。地元の企業にこれを運営をしてもらう。そして家賃の徴収なんかも、あなた方が直接手を出さなくていい、そういうようなものを検討するつもりはないのか。

○島袋秀樹地域・離島課長　お答えいたします。

私先ほど申し上げましたけれども、離島に関しては、1.3倍から２倍ということで去年の調査でそれを把握しております。次年度以降その負担を軽減するための制度を何とかつくりたいということで、これはもう次年度の予算の編成の作業に入りますので、そこは総務部あるいは、ちょっと今想定しているのはソフト交付金を活用してということを考えておりますので、よく市町村とも意見交換しながら進めてまいりたいと思います。

まずは、その小規模の離島でそういう負担を軽減するための補助金をつくれ

ればということで今、検討を進めております。
以上です。

○呉屋宏委員　最後に、これだけ言っておきますけれど、こんな発想なんていうのは、小規模の離島、過疎地域の市町村にはそんな発想ないんですよ。
彼らに聞いても、何て言うかといったら、呉屋さん、これまずは県から動かしてくれませんかとしか言わないよ。県がそういう方針を持ってくるんだったら我々はすぐにでも検討すると。だからどっちが先かといったら、彼らは、県はどうせやらないでしょとしか言わないんだよ。あなた方からこれを出せば、市町村これ受け取るから。
だからそういうやり方をやらないと、過疎地域の住宅は前に進まない。
これだけは言っておいて終わります。
以上です。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。
玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員　ちょっと教えてほしいんですけれども、17ページの海運船員の政策諸課題についてなんですけれど、１番の船員の税制というところで、こちらの政策減税というのは自国の船員に対して所得税の減免などを導入していてというところが、全国で６市２町実施されているということ。
これ政策的に減税するというのは、どういった点で減税、例えばこの船員として、海上にほとんどいるから、インフラとしての市町村だったり県のものをほとんど使っていない状況にあるから、この減税という対象になっているのか、この辺り少し御説明お願いします。

○呉屋陽慈税務課長　お答えいたします。
日本人船員の確保について、所得税や住民税を軽減するという議論が2010年代にございました。
2011年ごろに、国交省で日本人船員に係る税制に関する検討会を設置して検討を行っております。
そのときには、国税である所得税については、船員が乗船中に受けられない国家行政サービスを特定することが難しいということで、一方で、地方税である住民税は、船員が、長期間、例えば６か月以上とか居住地にいないということで、長期間住民サービスを受けられないことに着目すれば、その実現可能性

があるのではないかということがありました。これが取りまとめられております。

その結果を受けて総務省で、住民税の減税については各自治体の判断で、減税することが可能であるというふうな通知がなされました。

それを受けて、今全国で、少ないのではありますけれども、いくつかの市町村において、住民税の減税が行われているというのが経緯であります。

以上です。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

今の住民税とかは住んでいるときにインフラを使っていないところというものもあるから、住民税を下げると、所得税に関してはもうこれはなかなかこのナショナルサービスは難しいという認識でいいですか。

○呉屋陽慈税務課長　2011年度に国において行われた検討会においては、船員が乗船中に受けられない国家行政サービスを特定することが難しいということで国税については、難しいという結論が出ているものと認識しております。

以上です。

○玉城健一郎委員　船員税制について、この全国で実施されているところ、どこか分かりますか。

○武村幹夫企画部長　三重県の四日市市、三重県の鳥羽市、三重県の志摩市、静岡県の焼津市、愛媛県の今治市、愛媛県の上島町でございます。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

今回この船員税制で、もし把握していたらでいいんですけれども、沖縄県内に、船員でこの対象になる方がどれくらいいらっしゃるのかというのは把握できていますか。

○大仲浩二交通支援課長　沖縄総合事務局運輸部のほうに確認したところ、本県では６か月を超える船舶業者はいないという形で確認されております。

以上です。

○玉城健一郎委員　ということは、大体これの場合というのは６か月以上が基準になっているので、それ以下なのでこれを実際実施しても、対象になる方が

いないということでいいんですか。

○大仲浩二交通支援課長　先ほど部長からもお答えしたんですけれど、例えば四日市であれば、オイルタンカーとかで６か月以上離れるとか、静岡の焼津であればカツオ・マグロ漁業で遠洋に出て６か月かかるという形の、そういった特殊性が若干あるのかなということで、沖縄のほうでは６か月を超えて、遠洋に出ている業者が少ないということで、対象者はいないという形で把握してございます。

以上です。

○玉城健一郎委員　分かりました。

ありがとうございました。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員　３ページの２、渡名喜村に県職員派遣していると書いていますけれど、派遣しての成果をお願いします。

○石井康貴市町村課長　お答えいたします。

渡名喜村には昨年度から県職員１名を派遣してございまして、今年度もまだ派遣中ではございますけれども、採用関係とかを担っておりますが、例えば令和８年度には４名の新規採用職員を確保することができまして、令和８年度４月１日時点で職員数22名を確保できたということが１つ成果かなというふうに考えております。

以上でございます。

○渡久地修委員　テレビでね、あれは県のＰＲかな、この渡名喜村に派遣された職員の報道を見たんですよ。

とっても生き生きしていて、私は県の職員ですと言って、こういったこともやっていますと言って、畑仕事、草むしりとかね、とっても生き生きしていたんですけれど、あの職員ですか。

テレビニュースで見たんだよ。

○石井康貴市町村課長　ちょっとすみません、具体的にどの番組かによるか、

ちょっと分からないですけれども、渡名喜村には県職員と、それから民間からの派遣職員もいらしていますので、ちょっとどちらか、すみません、何とも今申し上げられないです。

○渡久地修委員　私は県職員ですと言っていてとても生き生きしている。
この職員は何年派遣、定期異動とかあるんですか。
そして希望して行ったのかな。

○石井康貴市町村課長　お答えいたします。
まず、昨年度から派遣しておりまして、２年間の期間で派遣してございます。
それからもちろん異動に際しましては、本人とやり取りを事前にした上で、派遣をしているというところでございます。
以上です。

○渡久地修委員　僕が言いたかったのは、とっても生き生きして、本当に自然の中をね、こういう仕事もやっているんですよということで生き生きしてる姿があったので、これが渡名喜村になじめばいいなと思っているので、引き続き重要ですので、頑張ってやっていただきたいと思います。
そしてこれが定期異動とか、決まったものになってくるとね、またいろいろな問題が出てくるので、よく派遣された職員の意見も聞きながら、この制度が有効に生かされるようにやっていただきたいと思いますが、部長いかがですか。

○武村幹夫企画部長　お答えいたします。
そうですね、渡名喜村に派遣している県職員でございますが、かなり島の方々にもなじんで、今、成果として挙げられたように、県外の各大学とかにも採用のＰＲに行ったり、かなり積極的に仕事もしております。
まさに生き生きして、頑張っております。

○渡久地修委員　県議会でとても評価されていたよと言って激励してください。
以上です。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

（休憩中に、補助答弁者の入替え）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

冒頭お諮りしました、沖縄県自発的自治体レビューＶＬＲ2026についてであります。

その概要の説明等を、まず企画部のほうからお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○武村幹夫企画部長　それでは概要の説明をさせていただきます。

この沖縄県自発的自治体レビューＶＬＲと申しますものは、基本的には分かりやすく申し上げますと、ＳＤＧｓのＰＤＣＡになります。

これまでモニタリング報告書という名称で、毎年ＳＤＧｓのＰＤＣＡを回していたものを、今回この令和４年から３年間分をまとめたものを沖縄県自発的自治体レビューＶＬＲとして、このたび公表したものでございます。

この資料につきましては、今年２月の知事の提案説明要旨の中で、ＳＤＧｓについては、令和８年度にＳＤＧｓの目標達成に向けた取組の加速化を図ることを目的に、自発的自治体レビューＶＬＲを国連に提出し、国内外へと広く発信してまいります。

引き続き、ＳＤＧｓ達成への貢献と地域課題の解決に向けた施策の一層の充実強化を図りますという御報告をさせていただきまして、その後に先月末ですけれど６月29日に国際連合のほうに、この英語版として英訳をして、提出をしたものでございます。

このたび、今月10日にニューヨークの国連本部で開催されます、ハイレベル政治フォーラムというものがございますけれども、これ各国の閣僚が参加する会議でございます。

そちらのサイドイベントのほうで、日本のほうから数件になるんですけれども、その中の１件として、沖縄県のＶＬＲの発表の機会をいただきまして、先週金曜日にプレスリリースをさせていただきました。

県議会の皆様への御説明については少し不十分なところがありまして、大変反省すべきである点と認識しております。

先週金曜日に、中川議長のほうに御報告いたしまして、御了解をいただいた後に、各党の会派長に御説明をしております。ＶＬＲの本体を配りながら御説明をしております。

その後に、マスコミの皆様にプレスリリースしたと、そういう流れでこのたび進んでまいりました。

企画部からの説明は以上でございます。

○西銘啓史郎委員長　企画部長の説明は終わりました。

この件について質疑はありますか。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員　これ、日程的には９日からというんだけれども、これ初めて聞いたときに、議長から聞いたんだけれども、これ議会に副知事はいてもいなくてもいいのか。

僕は率直にそう思ったんだけれど。

あなた方の認識を聞きたい。

○武村幹夫企画部長　議会開会中ということで、副知事が不在になるということは大変気にしておりました。

このＶＬＲの国連での発表につきましては、この、２月の知事の提案説明要旨以降、もう具体的な取組を始めまして、ぎりぎりまでこの日程が決まらない状況が続いておりまして、その中で進めておりました。

この開会中に不在になるということで、早めに議会に御了解をなければいけないと認識しておりましたけれども、この日程がなかなか決まらないという中で、少し議会への御説明のタイミングが遅れてしまった、そういう経緯でございます。

以上でございます。

○呉屋宏委員　僕は今回の議会というのは、玉城デニー知事の２期目の最後の議会だよね。ということは当然これ、９月に選挙があるわけだから、当然これ、トラブっていくという部分はね、僕は想定していた。

それ以上に穏便に今進んではいるんだけれども、これね、こういう状況の中で議会を取るか、その出張を取るかというところが僕は課題だと、あなた方の

認識を聞きたいよ。

僕らの認識じゃないよ、あなた方の認識。それぐらい議会というのはそういう目で見られているんだなというふうにしか、僕は捉えられないわけ。

だからこれは誰が最終的に決断をしたのかということをお聞きをしたい。

○武村幹夫企画部長　御指摘の部分が一番悩ましいところでございました。

ただ、この日程によっては、議会終了後に開催される可能性もございまして、そういう可能性はありながらの、国連への、この発表の機会をいただきたいという希望をしてきたわけでございますけれども、今御指摘の点については大変気にしているところでございました。

○呉屋宏委員　これ以上言ってもしようがないんだけれど、決めたんだから、議長もオーケーしたというから僕らも何も言わないけれども、これはもっと丁寧にやるべきですよ。少なくとも。

僕はね、部局間の調整は副知事がやるべきだと思っているから、これ、ましてや議会の終盤だよ。

ここで何があるか分からない中で、その間を取り持って調整するのは誰がやるのかと考えたら、僕の認識では副知事。職務を担っているかどうか分からないけれど。だけれどここはね、２人いるから１人いなくていいだろうみたいな感じだよね。

僕はちょっと困ると思うんで、そこら辺だけは指摘をしておきたいと思います。

以上。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員　数点聞きたいんですけれど、今の話の中で、もう副知事がぎりぎりで日程が決まらないとか、議会への説明が不十分であったとかという話あるんですけれど。

まずなんで、この説明を議会にしなかったのか、まずお聞かせください。

○武村幹夫企画部長　本件につきましては先ほど申し上げた２月議会の知事提案説明要旨の中で、一応知事から御説明をさせていただいている形を取らせていただいております。

以上でございます。

○徳田将仁委員　そんな簡単に収めていいのか分からないんですけれど、国連に、提出しているんですよね、ＶＬＲを。国連に提出するというのは沖縄県内でも初ですよね、やること自体が。そういった大事なものを、２月にこうやって入れていたよと、それだけの説明で終わらせる考えがまずちょっと分からないんですよ。

この予定も、私たちへの伝え方としては、担当者から会派長にこういうことがありますという、７月８日、明日、明後日の話ですよね。

こんな横暴な進め方ありますか。

どうですか。

○武村幹夫企画部長　今回の進め方についてはすごく反省すべき部分が多いと認識しております。

今回の件につきましては３月頃でしょうか、年明け頃からもう外務省とかも御協力いただきながら、国連でのこの発表の機会をいただけるようにお願いをしてまいりました。

ぎりぎりまでこの機会が得られるかどうかすら確定しない状況で進めてまいりまして、このように、御説明の機会を少し逃してしまったというのが経緯でございます。

以上でございます。

○徳田将仁委員　まずこのＶＬＲというのは何なのか教えてください。

○川満涼子企画調整課ＳＤＧｓ推進室長　お答えいたします。

ＶＬＲとは、各自治体が自発的にＳＤＧｓの取組状況を評価をし、その結果をレポートにまとめて国際連合に提出、公開するものとなっております。

国内の地方公共団体では今10自治体がＶＬＲを公表しているような状況でございます。

沖縄県は令和７年度に、このＶＬＲの日本語版を作成をしまして、今年度この英語版を翻訳をして、去る６月29日に国連に提出したというものでございます。

○徳田将仁委員　国内の10団体が策定しているんですよね。

10団体は国連に提出されているんですか。

○川満涼子企画調整課ＳＤＧｓ推進室長　お答えいたします。
　ＶＬＲはそもそも国連に提出することが目的となっていますので、全ての自治体が国連に提出しております。

○徳田将仁委員　この本件の、この発案から決裁までの経緯の時系列というのをお聞きしたいと思います。

○武村幹夫企画部長　発案からの経緯につきましては、西銘委員長からもお求めありますけれども、少し文書におまとめして、また御提示させていただきたいと思います。

○徳田将仁委員　ではそれは文書でいただけるということで。この、次は手続についてお聞きしたいんですけれど、決裁の手続というのは、どのようになされたのか、伺いたいと思います。

○川満涼子企画調整課ＳＤＧｓ推進室長　お答えいたします。
　まず、日本語版を策定するに当たって、知事と四役、各部局長がメンバーになっている沖縄県のＳＤＧｓ推進本部というのがございまして、そちらの中で審議していただいて、決定していったというような状況となっております。

○徳田将仁委員　いや、分かりやすく、教えてください。
　誰が発案して、誰が決裁、このルートですね、決裁ルートで誰が手続、決裁したのかというところを教えてください。

○川満涼子企画調整課ＳＤＧｓ推進室長　発案に関しましては企画部のＳＤＧｓ推進室のほうで、発案をさせていただいております。
　その推進本部にかけて、審議で了解をいただいたので、その後、知事まで決裁をいただいて、策定したというような状況になっております。

○徳田将仁委員　分かりました。
　続いて質問したいと思うんですけれど、このＶＬＲのこの目的と効果というところを少しお聞きしたいなと思います。

○川満涼子企画調整課ＳＤＧｓ推進室長　ＶＬＲは、策定することにより、こ

れまでの県が実施をしてきました取組の客観的な強みであったり、課題というのを再整理をして、自分たちのこのＳＤＧｓ推進の現在地というのを明らかにしております。

これによって、取組のさらなる強化であったり、新たなネットワークの創出促進、連携を図っていくというところが目的の一つとなっております。

また、広域自治体として県が、県内41市町村に先んじて県全体の進捗をこのＶＬＲで明確化することによって、県内の優良事例の共有であったり、地域全体のＳＤＧｓ推進の底上げに寄与する目的というふうに考えております。

○徳田将仁委員　そこでお聞きしたいんですけれど、これを策定したら国連まで提出するのが、一連の流れというところでさっきの説明を受けたんですけれど。

これ、国連への提出に至った経緯をお聞きしたいんですけれど。これを策定したら、提出しないといけないんですよね。

なんでこれを策定しようと思ったのかというところをお聞かせください。

○川満涼子企画調整課ＳＤＧｓ推進室長　沖縄県は、令和５年度からモニタリング報告書といって、そのＳＤＧｓの進捗を図るモニタリング報告書というものを毎年出しておりました。

これがちょうど３年目に当たりますので、その総括をしながら、また沖縄県の先進的な事例なども一緒に、まとめ上げてレビューにすると、ＶＬＲの報告書のスタイルになるので、ぜひそれをやって、国連のほうに提出をして、また、国内外に沖縄県のＳＤＧｓを発信したいということから、この取組を進めてまいりました。

○徳田将仁委員　そこでお聞きしたいんですけれど、ＨＬＰＦというのは何か、それの目的と効果について伺いたいと思います。

○川満涼子企画調整課ＳＤＧｓ推進室長　ハイレベル政治フォーラムが、毎年７月に開催されるこのＳＤＧｓの進捗を世界レベルで確認する重要な会議というふうに位置づけられております。

その際、各国政府による、自発的国家レビューというこのＶＮＲ、国家のレビューが発表されております。日本政府のほうは2025年に発表をしているところです。

また、このハイレベル政治フォーラムの期間中には、大城副知事のほうが今

登壇予定しております公式のサイドイベントも一緒に開催をされます。
サイドイベントに関しましては、加盟国や国連システム機関、また政府間組織などが、国連に申請をして選考を経て主催することとなっております。
以上です。

○徳田将仁委員　まずこのそもそもこの２月に、知事が、これはおっしゃっていたというところなんですけれど、そのときに、これを策定したら、国連に行くというところまでしっかり私たちに、説明しながら、ゆっくりしっかりやっていけばよかったんじゃないかなと思っているんですけれど、それでももう７月８日というのは決まっていますので、それもどうかと思うんですけれど、このイベント参加の費用ですね、出張費を含む総額をちょっとお聞きしたいなと思います。

○川満涼子企画調整課ＳＤＧｓ推進室長　すみません、今ちょっと資料が手元がないので、総額の費用は、ちょっとお示しできかねます。

○徳田将仁委員　それは後ほど、しっかり欲しいんですけれど、この費用の内訳というかどこから捻出されるんですか。
もともと組まれたということでよろしいですか。当初予算で。

○川満涼子企画調整課ＳＤＧｓ推進室長　当初予算のほうで、計上しておりました。

○徳田将仁委員　分かりました。
僕のほうからは以上です。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。
宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　よろしくお願いします。
冊子も見させていただいて、すごいまとめられているなとは思うんですけれども、タイミングの件がありました。
僕のほうから別の角度からなんですけれども、国連に県が行くというのに、やはりいろいろな疑義がこれまであったかと思います。
翁長知事も行きましたし、市議会議員、民間の方も様々行って、疑義があり

ました。
最近の議会では、宜野湾市議会で問責決議が出ました。
今回、この政治フォーラムで大城副知事はどんな発言をされるのかお聞かせください。

○川満涼子企画調整課ＳＤＧｓ推進室長　お答えいたします。
そもそもこのハイレベル政治フォーラムというのは、ＳＤＧｓに関する取組に関して、皆さんで議論だったり情報共有する場でもございますので、今回この作らせていただいたＶＬＲの中から少し抜粋をしながら、報告をしていく予定なんですけれども、まずはこの沖縄県をまず知ってもらうということで、沖縄県の概要であったり、また沖縄県のＳＤＧｓの取組と、また今回、ゴール11、持続可能なまちづくりをテーマにするイベントとなっておりますので、そういった観点から、サステナブルツーリズムであったり、あとはこどもまんなか社会のような包摂的な社会づくりに関して、発表を予定しております。
以上です。

○宮里洋史委員　基地問題にも触れるのでしょうか。

○川満涼子企画調整課ＳＤＧｓ推進室長　今のところ基地問題に触れる予定はございません。

○宮里洋史委員　以上です。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。
島袋大委員。

○島袋大委員　まず、行くことに関してどうこう言いませんよ。しっかりと副知事は成果を出していただきたいなと私は思っています。
要は手続論ですよね。
議長に言ったから終わりですかという話ですよ。議長に言ったら我々黙ると思ったら大間違いですよ。
この辺の手続が、あまりにも議会軽視になっていないかなと思っております。
こういった形で、いつになるか時期が分からないのであれば、今年度予算がついているのであれば、我々、これ担当総務企画委員会であれば、こういった

時期が来るかもしれませんよとか、委員長に言うなり、我々委員にも、こういったときが議会中に当たるかもしれないけれども、こういった形で代表で行ってよろしいでしょうかと聞くのが、我々所管の委員会は総務ですからね、議長に言ったら、はいそうですかとはなりませんよ。議会のトップに言ったから黙ると思ったら間違いですよ。

その辺の感覚が私はね、大丈夫かなと思っていますよ。

ましてやこれいい成果かもしれないけれども、慌てていくこと自体、我々にこういったことで説明もない中でやるということは、まさしくこれを９月の知事選に向けて、慌てて行っているのではないかなとしか我々は取らないよ。いいことも我々はマイナスにしか考えませんよ。この終わったことで、はい、そうですね、しようがないですねとは通らないと思いますよ。

こういったことはね、ちゃんとこの想定ができるということを考えているんであれば、前もってこの委員会があるんだったら、委員長見てごらん、一番難しい人ですよ、議長を通しても納得いかないからやっているんでしょ。こうなるわけですよ。

この辺はね、もう飛行機に乗っている人に帰ってこいと言えませんから、まだですか。

しっかりその辺は成果出してください。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員　最終本会議には間に合うんですか。

○西銘啓史郎委員長　12日までなので、日本時間の12日の朝に帰る。

○玉城健一郎委員　分かりました。

了解です。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員　すみません。

今日朝、議長に確認したら、議長は新聞報道を見て自分は許可していませんと、ただ報告を受けただけですと言っていますので、その辺は報告、議長の名誉のために言っておきます。

これ１点だけ、今回のこの行程の旅費が、今資料がないと言ったその後に、当初予算からやっていますという答弁ありましたので。

なんで当初予算で組み込んでいて、その話の中でも、その間、いろいろと国連に、外務省と相談をしてやっているという。要するに予定で行く予算組んでいるんですよね、今の話聞くと。

それがちょっと矛盾があるのかな。我々にはすっと落ちないところがあって、当初予算で計上しているのであれば、それしっかり答弁できるのではないかなと思うんですけれど、この２点、これ私だけですかね、感じるのは。

○武村幹夫企画部長　この予算額につきまして、また少し正確な数字が今手元にないので、予算額については、また御報告をさせていただきます。

当初予算に盛り込んでいるということでございますので、確かに、この国連での発表の機会がいただけるかどうか分からない場面ではございましたけれども、県議会の皆様には、特に総務企画委員会の皆様には、事前に、不確定要素はあるけれどもという前提でも、御報告をすべきでございました。

反省しております。

以上でございます。

○島尻忠明委員　いや、反省とか求めていないんですよ。

要は、そういった予算編成のやり方でいいのかという今予算編成が問われているんですよ。

今の答弁でも、金額はちょっと精査しますと、そんな簡単に、当初予算で組んでいいのかと、ここでそういうことになるんですよ、今の話だと。

だからその辺は普通は、こういうことがありますと、委員会でも、もし、またそれが、しっかりと思いが届けば予算、またそっちもという話とかだったら分かるんですけれど、当初予算から逆に我々、当初予算がおかしいんじゃないか、またひっくり返しますよ。

そんないいかげんな答弁だったら、だってそうなりますでしょ。

○武村幹夫企画部長　予算計上に当たっては、理屈を整理して、要求はしておりますけれども、今現在幾らかかったかという正確な数字を御報告するために、確認してからという趣旨でございますので。

よろしくお願いします。

○島尻忠明委員　もうこれ以上はあれですけれど、要は、やはり今までの予算編成の組み方も私はちょっと疑問があります。

皆さんの答弁聞いたら、そうしたら、せっかく当初予算全会一致とか、みんな新聞報道がこれ、こんなの通したのかなと逆に思うぐらいですよ。議会としては、当たり前ですよ、これ予算立てをする場合はしっかり理屈やるのはそうなんですけれど。

だけれど不特定要素もある中ではしっかりとそれ精査をしないと、皆さんじゃあこういう、今からもう予算、そういったもの組んでくるのかと疑いたくなるわけですよ。

せっかく全会一致でいい予算組んだという話をしても、結局パーですよ、今日で。今日で、これもう終わりです。

こんな予算通したのは僕ら議会としても恥ずかしい話です。ですから、いかんせん、しっかりといろいろなところを精査をして、そしてしっかり届出をしないとこういう結果になるわけですよ。

そうすると、これもう、フィードバックして、予算措置まで疑いたくなるような予算編成になるわけですから、しっかりその辺をやっていただきたいなというふうに思っております。

ただ、はっきり言っておきますよ。この全会一致の予算というのは、今日でパーです。こんないいかげんな予算通したというのは恥ずかしいです、県民に対して。以上。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

ちょっと執行部の皆さんにですけれどね、先ほどの時系列のあれは、後ほどでもいいんですけれど、今の質問にあったイベントの費用とかですね、参加費用とかも、もう８日から出発することは、副知事、随行何名が決まっていますよね。

これ決まっていますよね。旅行社から見積りも出て僕は料金も出ていると思っています。

ですから、イベント費用が参加50万か知りませんけれど、それがあればもうすぐ答えられると思うんで、できれば後日じゃなくて、今この場で、委員会で発表してほしいんですけれど、ちょっと時間かかるものではないと私も思うんですけれど。

○井上満男企画調整課長　大変失礼しました。陳情後速やかに審査になると思っていませんでしたので、少し資料を手持ちしていなかったために、答弁が明確にできなかったことをおわびいたします。

まず予算につきましては、このＶＬＲの日本語版を英訳にしたりとか、あと添乗員として付き添っていただいたりとか、そういった様々なものを委託事業としてまずやっているものがございまして、そちらが約900万円となっております。

それから副知事含めその秘書、それから我々課の企画調整課の職員が、海外に行くということで特別旅費として当初予算で組んだのが600万程度ということになっております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

（休憩中に、島尻委員より、予算の件について委員が何度質問しても答えられなかったのに、委員長が聞いたらすぐ答弁するのはおかしいのではないかと苦言があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

井上満男企画調整課長。

○井上満男企画調整課長　繰り返しになりますが、予算的には……。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

（休憩中に、島尻委員より、数字ではなくこんな答弁の仕方でいいのかを聞いているとの説明があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

武村幹夫企画部長。

○武村幹夫企画部長　先ほど島尻委員の御質問に正確に答弁できず、ちょっと事後的に担当が、数字を持ってきてくれてですね……。

島尻委員から御質問いただいたときに、私手元になくお答えできる情報がなかったので、お答えできないと申し上げましたけれども、ちょっと、またその

後に答えるっていう、そういう少しちぐはぐなところがありましたので、申し訳ありません。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員より委員からの質疑にしっかり真摯に答弁するよう指摘があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。
武村幹夫企画部長。

○武村幹夫企画部長　少し、先ほどの私の答弁が少し拙速だったと思います。
もう少し確認して、多分担当聞いていたということであれば、数字をお答えできたはずなので、ちょっと拙速な対応をしてしまいまして、失礼いたしました。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、西銘委員長より委員からの質疑に対しては、真摯に対応するよう注意があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。
ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。
では、以上で所管事務調査としての沖縄県自発的自治体レビューＶＬＲ2026についての質疑を終結いたしたいと思います。
執行部の皆さん、お疲れさまでした。
休憩いたします。

（休憩中に、説明員の入替え）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。
次に、知事公室関係の陳情令和７年第38号外10件を議題といたします。
ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。
なお、継続の陳情については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いいたします。

多良間一弘知事公室長。

○多良間一弘知事公室長　それでは、知事公室長所管の陳情につきまして、御説明いたします。

ただいま通知しましたのは、２ページから３ページ目の陳情の一覧表でございます。

知事公室所管の陳情は継続８件、新規３件でございます。

継続審議となっております陳情につきましては、時点の修正など、軽微な修正のみとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

次に、新規の陳情３件について、処理方針を御説明いたします。

21ページを御覧ください。

陳情第25号沖縄を戦場にさせないことを求める陳情でございます。

（１）について、沖縄県は住民を巻き込んだ苛烈な地上戦の経験を有しており、二度と戦争を起こしてはならないという思いは、全ての県民の切実な願いであると認識しています。

国連憲章には、国際紛争を平和的手段によって解決すること、武力による威嚇または武力の行使を慎まなければならないことなどが明記されております。

しかしながら、昨今の国際情勢をみると国際社会の協調や秩序が揺らぎつつあると認識しておりますが、政府においては国際情勢をしっかりと認識し対応すべきであると考えております。

また、政府は、今回のイラン情勢に関する米軍の行動について、米国から我が国に対し、日米安全保障条約に基づく事前協議の申入れが行われていない以上、作戦行動が行われることはないと考えているとしています。

いずれにしましても、沖縄県としては、政府において、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、中東地域全体の平和と安定の実現に向け、あらゆる外交努力を重ねていただきたいと考えております。

続いて、（２）について、政府は、我が国の防衛の基本的な方針として、専守防衛を堅持する考えを示しております。

また防衛装備（武器）移転や装備・技術面での国際協力の推進は、同盟国・同志国の抑止力・対処力の強化や、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出する等のため重要としております。

核兵器については、世界で唯一の戦争被爆国である我が国としては、引き続き非核三原則を堅持するとともに、平和を脅かすあらゆる核兵器の廃絶に向け、国際社会を主導する役割を果たすべきであると考えております。

いずれにしましても、沖縄県としては、国政の場において、我が国の国防の

在り方や核兵器の廃絶に向けた国際社会での役割等については、十分な議論が必要であるというふうに考えております。

続いて、（３）について、日中韓協力事務局は、日中韓３国政府により、署名及び批准された協定に基づき設立された３国の平和と繁栄を促進するために設立された国際機関であることは承知しております。

県では、機会あるごとに政府に対し、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成に取り組むよう強く求めているところであります。

今般、北東アジア地域全体の共同発展を目指し世界平和に寄与することを目的とした北東アジア地域自治体連合（ＮＥＡＲ）に加入したところであり、会員自治体との相互理解を深め、友好関係の構築を図り、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けて積極的な地域外交を展開したいと考えております。

続いて、（４）について、県は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去を喫緊の課題と認識しており、日本政府に対し、同飛行場の固定化を避け、県外・国外移設及び早期閉鎖・返還を強く求めてきたところであり、引き続き、あらゆる機会を捉えて、その実現を求めてまいります。

一方、米会計検査院が平成29年４月に公表した報告書において、普天間飛行場の代替施設における滑走路長の短縮により、運用能力の欠落が生じることから、任務の要件を満たす別の滑走路を選定するなどして解決すべきである旨が指摘されておりますが、平成25年４月に日米両政府によって発表された沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画では、普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善が、同飛行場の返還条件の一つとされております。

県としては、日本政府に対し、令和８年３月の普天間飛行場負担軽減推進会議の作業部会の場で、返還条件に関し、米側の認識を再確認するよう求めたところであり、引き続き、様々な機会を通して、返還条件に関する日米両政府の認識等を確認していきたいと考えております。

続いて、２について、日本国憲法の平和主義、国際協調主義、基本的人権の尊重などの理念や関連する条文については、国民の間で様々な意見があるものと理解していますが、これらの理念や関連条文は憲法が制定されてから現在に至るまで、多くの国民の意思として支持されているため、改正されていないものと認識しております。

なお、政府においては５月３日の憲法記念日を含む１週間を憲法週間とし、憲法の精神等に対する理解を深めていただくための広報活動を行っているとしております。

また、県では毎年、憲法記念日に併せて知事談話を公表し、憲法の意義を改

めて学び考えることを呼びかけております。

次に25ページを御覧ください。

３について、非軍事化長期化計画とその実施促進法については、その内容が必ずしも明らかではないところですが、我が国の最高法規である日本国憲法は、第９条において、戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認が規定されているため、我が国の安全保障政策は当該条規にのっとって実施される必要があると考えております。

次に26ページを御覧ください。

陳情第40号沖縄県知事の問責決議を求める陳情でございます。

１について、本陳情は議会に対して知事の問責決議の可決を要望するものとなっておりますが、執行部としての意見を述べさせていただきます。

陳情理由で引用されている知事の発言は、令和８年３月27日の定例記者会見において、辺野古沖の船転覆事故に関して、記者から安全性の観点から知事の受け止めを聞かれた際に、「抗議船というくくりで安全性に問題があるということではなくて、その抗議にも使われている船であるということと、やはりその安全性を確認した上で、本来その目的に合わせて使用されている船であるというように私は認識しておりますが、その点については第十一管区の調査結果をもって、どのような状況であったかということを判断しなければならないというように考えております。」との発言の一部を引用したものであり、当該発言の趣旨は、「船舶の安全性については、第十一管区海上保安本部による捜査結果を踏まえて判断されるべき」ということです。

次に28ページを御覧ください。

陳情第69号沖縄県非軍事化及び地域外交推進条例の制定を求める陳情でございます。

29ページを御覧ください。

１について、沖縄県は住民を巻き込んだ苛烈な地上戦の経験を有しており、二度と戦争を起こしてはならないという思いは、全ての県民の切実な願いであると認識しています。

県では、令和６年３月に沖縄県地域外交基本方針を策定し、平和を希求する沖縄のこころの国内外への発信強化や平和に関する学術研究の促進等に取り組み、地域の緊張緩和と信頼醸成に貢献することを目指しております。

このため、機会あるごとに政府に対し、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成に取り組むよう強く求めているところであり、県としては、引き続き、平和的な外交・対話による沖縄独自の地域外交を積極的に展開してまいります。

以上、知事公室長所管の陳情につきまして処理概要を御説明いたしました。
御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長　知事公室長の説明は終わりました。
これより質疑に入りたいんですけれども、先ほど申し上げました12時から、委員会、議連があるということで、ここで休憩をしたいと思います。
休憩いたします。

午前11時53分休憩
午後１時20分再開

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。
午前中、知事公室長の陳情に対する説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。
質疑はありませんか。
大田守委員。

○大田守委員　新規の28ページなんですけれどね。沖縄県非軍事化及び地域外交推進条例の制定を求める陳情、先ほどの処理方針の中で、沖縄県独自の外交を求めるという形でおっしゃっていたんですが、具体的内容は分かりますか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　沖縄県は地域外交基本方針は令和５年度に策定して、その方針に基づいて様々地域外交を進めているところです。
東アジアのネットワークですとか、韓国済州特別自治道との友好協力都市協定などもありますし、最近ＮＥＡＲのほうにも正式加入しておりますので、そういった北東アジア地域ですとか、東アジア地域と地域外交を展開して、信頼醸成、平和構築に貢献していきたいというふうに考えております。
以上です。

○大田守委員　基本的には東アジアを中心という考えでよろしいんでしょうか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　アジア地域が中心になるというところではあるんですけれども、沖縄県海外事務所のほうも活用して様々取組を進めて

おりますので、そういったところですとか、うちなーネットワーク、そういったところも活用しながら、地域外交を進めるというところになっております。
以上です。

○大田守委員　今年度、南米事務所の開設予定の、これまで来てはいるんですけれども、今度南米のほうとは、どういった形で進めていくのか。
もうこれはもう平和だけではなくて、経済も入ってくると思うんですけれども。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　南米事務所につきましては文化観光スポーツ部のほうが所管しておりまして、主にうちなーネットワークを活用した取組をまず進めていくというふうに聞いております。
もちろん地域外交の視点で様々協力できるところがあれば、南米事務所とも協力しながら、地域外交の取組も進めていくことを検討していきたいと思っております。
以上です。

○大田守委員　あと１つ、マリアナ諸島との陳情が出ておりますよね。
それに関しては、今後、県としてどのような形で進めていきたいのか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　北マリアナのほうにつきましては、今年度、学生の交流事業を検討しておりまして、９月頃に12名を派遣する予定となっております。
高校生、大学生になるんですけれども、こういった学生交流をまず進めていきながら、その他どういった取組ができるかということは、政府側のほうともちょっと意見交換などもしながら、さらに進めていければというふうに考えております。
以上です。

○大田守委員　学生交流ということは、相互に、お互い行ったり来たり、それとも沖縄にマリアナの学生の皆さん方を呼ぶという形か。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　今現時点、今年度につきましては沖縄から学生を派遣するという取組になっておりまして、今後先方のほうの御意向なども確認しながら相互で交流できるかどうか。

ただこちらの学生を、向こうに派遣した場合には、大学の学生とも交流できるように今、日程なども調整を進めているところですので、現地で同じ年代の学生同士が交流できればいいと思っているところです。

以上です。

○大田守委員　ブラジルとか南米のほうは、移民の学生を琉大のほうに留学という形でやったりしておりますよね。

マリアナ諸島もやはり県系人の流れとか、そういう方もいらっしゃるので、できたらそこでやってほしいなという気は……。お願いします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　　質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

補助答弁者の入替えをお願いいたします。

（休憩中に、補助答弁者の入替え）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

次に、本委員会所管事務調査事項、平和及び地域外交についてに係る恒久平和に貢献する沖縄ビジョンについてを議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長の出席を求めております。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

多良間一弘知事公室長。

○多良間一弘知事公室長　恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）について、御説明いたします。

資料１を御覧ください。

戦後80年以上が経過し、戦争の記憶の風化が懸念される中、沖縄戦の実相と教訓を正しくかつ時代の要請に見合った形で次世代に継承することがこれまで以上に重要になっています。

また、国際情勢に目を向けると、東アジアの地域では軍事的緊張と経済的な結びつきが併存するなど一層複雑さを増しているほか、世界各地では戦争や武力紛争が後を絶たず、国際社会の協調や秩序が揺らいでいるものと考えております。

このような現状認識の下、県では、戦後100年（2045年）を見据えた長期的視点に立ち、沖縄の平和、ひいては世界の恒久平和に貢献する取組を県民一丸となって推進するため、恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）を策定することとしております。

本ビジョンの策定に当たりましては、有識者等からの助言、提案等を受けるため、恒久平和に貢献する万国津梁会議を令和６年12月に設置し、令和７年11月に提言を受けたところでございます。

平和ビジョンの内容と考え方についてですけれども、資料１－１を御覧ください。

１のはじめにでは、ビジョンの目的、平和の捉え方、沖縄が平和を希求する背景、ビジョンの位置づけ、ビジョンの期間及び策定までの経緯について、ポイントを絞って記載しております。

２の世界の人々に向けたメッセージでは、県民一丸となってビジョンの実現に取り組むための機運醸成を図り、かつ、世界に向けて沖縄が恒久平和に貢献していく決意を表明するものとして、県民や世界の人々の理解と共感をえられるよう、簡潔に記載しております。

３の恒久平和に貢献する沖縄の将来像では、万国津梁会議からの提言を踏まえ、沖縄が記憶と人と知をつなぐ平和の懸け橋としての役割を担い、行動している姿が、国際平和創造拠点及び国際協力・貢献拠点として世界から認知されているという、戦後100年の沖縄の将来像を記載しております。

４の沖縄の行動が恒久平和に貢献していくイメージでは、平和の懸け橋として行動していくことが、世界の恒久平和への貢献につながるイメージを、図を用いて示しております。

５の恒久平和に貢献する沖縄の行動の方向性では、万国津梁会議からの提言を踏まえ、恒久平和に貢献している戦後100年の沖縄の将来像を実現するための行動の方向性を記載しております。

６のビジョンの実現に向けた推進体制では、万国津梁会議の提言を踏まえ、将来像の実現に向けた推進体制を記載しております。

資料の１－２を御覧ください。

こちらが、平和ビジョン（素案）の本文となっております。こちらは時間の都合もございますので、説明は割愛させていただきます。

資料１－３を御覧ください。この資料は、平和ビジョン（素案）の本文の５の将来像の実現に向けた沖縄の行動の方向性の内容について、平和分野と活動の場、万国津梁会議提言書等との関連性を整理した表となっております。

最後に、ビジョンの策定に向けた今後のスケジュールにつきましては、６月８日から７月７日までの期間で実施しているパブリックコメントで寄せられた意見等を参考にしながら、本年７月中には策定できるよう作業を進めたいと考えております。説明は以上です。

委員の皆様におかれましては、この平和ビジョンに係る県の取組に対し、引き続き御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ではよろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長　知事公室長の説明は終わりました。

これより、恒久平和に貢献する沖縄ビジョンについてに対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員　よろしくお願いします。

この資料１－２からちょっとお聞きしたいんですけれど、平和学習についての部分ですね。中立性を保った質の高い平和学習と書かれているんですね。

それでお聞きしたいんですけれど、県が考えるこの中立性というところの定義を伺いたいと思います。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　今、平和教育、学校現場における教育基本法にのっとった形での中立性というところは教育庁の所管になるかという認識を持っております。それ以外、様々な主体が行う平和学習に関しましては様々な主体がそれぞれの考えに基づいて平和学習を行っているということを認識しておりまして、それに関しまして、平和学習の中身に関して中立が求められるというところでは、ちょっと今、こちらとしては中立性が必ずしも求められている、我々がやる事業の中でそういったものが求められているというところでは認識はしていないところになります。

以上です。

○徳田将仁委員　今全く意味が分からなかったんですけれど、様々な主体性がある。その場所によって見方が違うという言い方に聞こえるんですね。

そして、自分たちではそれを定めていないとまで今言ったのかなと思うんですけれど、もう少し詳しくお願いします。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　すみません、ちょっと様々な主体ですね。例えば民間の方だったり、行政ではないところで行う様々な主体というところで今発言をしたところであります。

そういった平和学習は行政だけでなく様々なところで行われているというところでの御説明になりまして、中立性が求められるというところに関しましては教育基本法のところで求められていて、それが学生や生徒たちが、様々な情報が取り込めるように、提供できるように、学校教育現場の中ではそういったところでの中立性が保たれているものというふうに認識をしております。

以上です。

○徳田将仁委員　いや、まだちょっと分からないんですけれど。

様々な方によって見方が違うのがもちろん、教育としても、人の意見が各々ありますからというのは分かるんですけれど、これ今、県はこのビジョンを行政としてこれ出すわけですよね。

その中で、自分たちで中立性を保った質の高い平和学習と書いてあるんですよ。それは何なのかというのが今の質問です。

○山城憲一郎地域外交統括監　少し補足しますけれども、委員御質問の中立性の部分は、私どもも非常に重要なポイントだと認識しております。

御説明したかった趣旨は、学校現場での平和教育、あるいは学生ではない様々な年代の方々の学ぶ機会としての平和学習という違いのことを少し説明したかったと思うんですが、こういった中立性というのは、その状況によって少し意味合いが異なることも想定されますけれども、我々としては事実に基づいて、様々な意見を適切に示しながら、特定の思想とか、あるいは特定の立場に行政として不当に肩入れをするべきではないという立場が大事ではないかと考えております。

委員御質問の部分ですけれども、体系的な平和学習とか、あるいは学校現場における平和教育とか人材育成の部分については、県の教育庁の主導によって取り組むことが適切ではないかというふうな認識でございます。

○徳田将仁委員　はっきりですよ、はっきり、ただただ、僕は今中立性って、皆さんたちが言っているので、中立性を保った質の高い平和学習としているの

で、中立性とは何ですかという問いに対して、偏った政治思想に偏らないような、中立性を保つことが大事ですというだけの話かなと思っているんですけれど、そうですか。そう捉えていいんですか。

○多良間一弘知事公室長　お答えいたします。

今、統括監から説明があったとおり、特定の思想や立場に肩入れしないという形になると思います。

それを定義という形でいうとそれはなかなか、いろいろあるので、難しいというところで、ですから様々な対立するような意見とか、様々な考えるような材料、そういったものをいろいろ提示しながら、そういうような形で皆さんが、いろいろそういった特定のものに偏らない形で考えていただくというのが大事だろうということで、そういった説明しているというところでございます。

○徳田将仁委員　皆さんがはっきりとした定義を持っていないから、もめるんですよ。

その定義を答えるときに、こうですってやれば、ああそうなんですねで終わりなのに、また人によって、場所によって民間では分からないとか、そういったところがあるから、私たちとしてはこう思っていますというのを、それだけ言ってもらえればいいのに。

そこら辺はまたよろしくお願いしたいなと思っています。

そこで講師の選定とか、教材選定の中立性を担保する具体的な仕組みというのを教えていただきたいなと思います。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

（休憩中に、執行部より質問趣旨の確認があった）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

照屋真子平和・地域外交推進課長。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　資料１－２の10ページの（２）の、今②のお話で、県内の児童生徒にというところを指しているかと思うんですけれども。先ほどお話したように様々な主体が地域での平和学習に取り組んでいる方々もいらっしゃいまして、そういった児童生徒に、平和を自分事として考え

る機会の創出ということになりますので、例えば学校教育において地域と連携した取組をするということであれば、基本法に基づいた根拠が求められるであろうし、そういった地域の社会で、様々主体的にやっているものに関しては講師の中立性というところを県の関与というのはなかなか難しいのかなというふうに考えております。

受ける側にも思想の自由などがありますので、そういった平和学習を受ける側にとって、それぞれ自分たちが受ける側が、様々な平和学習の内容を、取り込んでいくということになるのかと思っています。

以上です。

○徳田将仁委員　ちょっと、ますます謎が深まったんですけれど。

今ですよ、今おっしゃったのは、私たちは沖縄県のこれ100年ですね、今後100年見据えて、とりわけこの５年間、今後の５年間に向けての沖縄県の平和ビジョンを示しますというのを今上げてきました。

でも今言った答弁は、この小中とか、地域に行ったときの、そこでの平和教育の在り方については、全てが全て私たちは分かりません。関与はしませんとおっしゃいました。それは整合性ありますか。示しているんですよね。沖縄としてのビジョンを。でも地域のことは知りませんといっているのと一緒ですよ。

そこはもう一度答弁お願いします。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　ビジョンが個別具体に、こういった事業で講師に関して中立性が保たれているというところでのこのビジョンがそういう位置づけではなくて、戦後90年、100年を見据えて、あるべき姿といいますか、将来像の実現に向けた行動、どういった行動をしていくかという方向性を記載しているものになりますので、今、委員がおっしゃっているその具体個別のところには、先ほどお答えしていないというところになります。

すみません。

○徳田将仁委員　では、何で中立性を保ってと書いたんですか。中立を保つとは限らないと書いたほうがいいのではないですか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　今委員おっしゃっているのは（２）の①の体系的なカリキュラムに基づく平和学習のところだと思うんですけれども、ここ中立性を保って質の高い平和学習というところは、県内の小・中・高校で

というところで最初に記載をしておりまして、教育庁において今後カリキュラムを策定するというふうに聞いております。

年齢に応じた平和学習、平和教育のカリキュラムをつくるというふうに聞いておりまして、そこを記載しているもので、学校教育においての平和学習、平和教育については中立性を保った質の高いというところで記載をしているというところです。

以上です。

○伊志嶺周県立学校教育課副参事　お答えします。

学校において平和学習に関する講師を選定する場合の考え方でございますけれども、先ほど来出ております政治的中立性をまず確保するということが大前提になってまいります。

その上で特定の政党ですとか、主義・主張に偏ることがなく、中立公正な立場を維持できるということが大前提になると思いますので、それを踏まえて各学校で適切な講師を、選定しているというふうに考えております。

以上です。

○徳田将仁委員　今そちらにもまた聞きたいんですけれど、教育側としては、今おっしゃったのが、県としては、そこは関与しないというところは、それもそれで受け止めていいんですか。

○伊志嶺周県立学校教育課副参事　地域で行われる平和学習についても、基本的には子どもたちに対しての平和学習の一部と捉えるのであれば、本来から言うと、中立性ができる限り確保されるものと考えてはおります。

ただその選定の方法等については我々がなかなか、所管外ということもあって、御意見するところが難しいのかなと思っているところではあります。

以上です。

○徳田将仁委員　ちょっとそちらのお互いでどういう話をされたのか分からないんですけれど、今、皆さんが出してきた中で①がとか、②がとか、そんな話ではないんですよ。今話しているのは。

これだけ今平和学習に対してとか、辺野古転覆事故の話も含めてですけれど、いろいろなことが今不安視されている中で、今の皆さんのこの説明が、中立性を保ったと書いているけれど、それに関して前のときと全然変わっていないんですよ。体制がね、意識も。そこが問題ではないのかというところなんで

すね。

それをもって中立性とか書いて、中立性を保って質の高い学習を行っていきますと書いてあるから、それはどういった意味なんですかと聞いているだけなんですね。

それを私たち教育委員会としてはとか、私たち知事部局としては、そんな話ではないでしょうというのが、これ県民が普通に思うことではないんですか。

皆さんがそれをお互い取りまとめてきて、それを説明する場所ではないのかなと私は思うんですね。

だから私たちがこうです、そちらはこうです、そんなの知ったことではないんですよ。こちらからしたらという意味で質問しています。

質問いっぱいあるので、ほかにも質問入っていきたいと思います。

次は、今講師選定とかの今話をしたんですけれど、次はこの外部団体の連携の面で中立性というところをお聞きしたいと思います。

具体的な仕組みを教えてください。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　知事公室で行う平和学習の事業などに関しまして、外部に委託をして実施するということはもちろんありますが、それに当たっては当然県史に基づいた資料などを基に資料館に展示している資料ですとか、公文書館に展示している資料ですとか、沖縄県がやる事業に関しては当然そういった公的な研究者が残している、語り部の方が残している、そういった資料一覧に基づいて平和学習を進めていくことになります。

外部機関等のというところ、今その委託事業者だけに限った話でよいかなんですが、現状としては今述べたとおりです。

以上です。

○徳田将仁委員　皆まで言わないと、多分分からないと思うんですけれど、では、この平和ガイドとか、今さっき言った講師とか、これ外部団体ですよね。修学旅行ナビでもやっているのも、全部外部にお願いしてやっているわけじゃないですか。いろいろな人たちに、そんなのもひっくるめて、外部の方々、県職員ではないではないですか、これみんな。外部の方にお願いするときに、この中立性どう保つのという、その選定をする方法は、今までに教育委員会としては、平和ガイドを選定するときの選定方法のやり方は教育委員会は知らないと言っていたんですよ。聞き取りの中で、修学旅行のですよ。

これ中立性保てているの。どんな話をしたのかあなたたちは分かるの。

いや、それはクレームとか、偏っていたよというアンケート結果がないか

ら、偏っていないと判断していますと言っていたんですね。
だから、そのやり方がまずいでしょって話を再三やってきたんですよ。
それをやって、今質問しているのに、何を持ってか、どこに外部団体って書かれているんですかとかさ、そんな話はやめましょうよ。
外部団体をこれから入れていくとして中立性を保つときに、あなたたちはどんなチェックするんですかという質問です。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　すみません。どうしても知事公室長が行う事業に限定しての話しか現状こちらではお答えできないものですから、知事公室が行う平和学習の事業においては、そういった先ほど御説明したとおりに、そういった中立性というところ、県が当然やる事業ですから、そういったところが偏ったものにならないように努めて、事業実施していくことになるかと思います。
修学旅行を活用した平和学習に関しましては、ちょっと公室のほうで関与するものではないんですけれども、ただ、平和学習は議会でも再三、何度か答弁されているんですけれども、平和学習においては多様な見方ですとか考え方の中で、できる事柄を取り上げるということが大事でそれを学生が自ら考えて議論が深まるよう、実施する側が見解などを示していく、学生が自らの考え方をつくり上げていくというプロセスが重要なのかと思っております。
以上です。

○徳田将仁委員　だから、平和学習、平和教育の部分に、知事部局が踏み込み過ぎているからこんなことが起きていると思うんですよ。
そこでお聞きしたいんですけれど、広島市は教育委員会を中心に平和学習を行っています。知事部局と教育委員会の方向性は、むしろ同じにするのが普通だと思うんですね。
そこで、教育委員会を中心に行うべきではないのかなと思うんですけれど、見解を伺いたいと思います。

○伊志嶺周県立学校教育課副参事　お答えします。
受け入れる修学旅行については、平素と異なる環境ということで、沖縄に訪問していただいて、集団の規律ですとか秩序を守る態度を育成するということが、目的になっているものと考えております。
その中で、平和学習等を通して、平和とは何かについて考える機会であるということは承知をしているところですけれども、県外から沖縄県のほうに訪問

していただいて、県内のほうで、様々な教育活動に携わる、生徒、教職員に関しましては、それぞれの学校ですとか、設置者である自治体などの方針に基づいて、その責任の下で実施されるものというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○徳田将仁委員　それは修学旅行の話ですよね。

その中でお聞きしたいんですけれど、教育内容、これ修学旅行関係は関係なしですよ。教育内容を決めるのは、知事部局が決めるのか、それとも教育委員会が決めるのか、どちらかお聞かせください。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　教育現場においては当然、教育庁のほうが決めて実施されるもの、教育基本法に基づいた趣旨にのっとった形でされるものだというふうに認識しております。

それ以外の知事公室が行うものですとか、地域が行う平和学習に関してはそれぞれの実施主体が責任を持ってやるものだというふうに考えております。

以上です。

○徳田将仁委員　だから、教育内容を決めるのは教育委員会って今おっしゃったじゃないですか。教育内容そうじゃないですか。教育現場においてって、皆さんこの２つを無理に引き裂いているんですよ。だからこれ一本化したほうがいいのではないかという話を再三議会でやってきているんです、私たちは。これ引き裂くからこういうことが起きていると思うんですよ。

これで聞きしたいんですけれど、この辺野古沖の転覆事故も踏まえてですけれど、現在実施している平和学習に関する調査検証の結果はまだ出ていないじゃないですか。まだ出ていないと思います。

その中で、でもこれを、今このビジョンというのは、もう本当に拙速に始まっていると思うんですね。

ものすごい速さで、私たちにきてすぐ出したいというのを受けて、でもこれを何でそんな拙速に進めるのかなという判断した理由とは何ですか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　ビジョンに関しましては令和６年度から万国津梁会議を設置しまして、ビジョンを策定するために有識者から意見を聞きながら、ビジョンを策定していこうというところで令和６年度から始まっております。

それを踏まえて４回ほど有識者会議が開かれまして、その後、令和７年11月に提言を受けておりますので、それに基づいて、それを参考にしながら、沖縄県の戦後100年を見据えたビジョンというものを策定したところです。

議会でも策定するという趣旨のお話は答弁で何度かさせていただいております。

万国津梁会議の提言に関しても、ホームページで広く周知をしていたり、そこら辺、拙速かどうかというところは議論があるとは思うんですが、県としては、その辺情報も開示しながらやってきたというところです。

以上です。

○徳田将仁委員　今回の平和ビジョンもそうですけれど、先ほどお話したＶＬＲもそうなんですけれど、ＶＬＲってあるんですよ。それもね、この国連の、明日、あさって副知事が行きますよ。

こんなのも、もうどう見ても知事選挙を見据えて、拙速に出しているようにしか見えないんですよ。

だから今、ここがおかしくなるんじゃないかなと思うんですね。

そこで、今、万国津梁会議の話が出たので、そこをまた関連してお聞きしたいんですけれど、今回のこのビジョンの考え方についてお聞きしたいんですけれど、この万国津梁を懸け橋の恒久平和に貢献する沖縄ビジョンに関する提言書というのあるじゃないですか。それを基に、このビジョンというのは作成されているんですか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　ビジョン策定するに当たって有識者の方から沖縄が目指す平和の行政の取組が、どういったものが望ましいかというところ様々な立場から御意見をいただいております。

研究者の方だったり、平和の取組を民間でされている方、様々な視点から御意見をいただいて、沖縄県としてビジョンというのを、今回策定したというところです。

以上です。

○徳田将仁委員　だから、この万国津梁会議から出されたこの提言書を参考にしてつくっているってことですよね。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　当然有識者からの意見を参考にしてつくっています。

以上です。

○徳田将仁委員　この資料に基づいてと書いていますよね。提出資料の中に。どちらですか。参考にしてなんですか。基づいてなんですか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　すみません。
言葉の定義のところになってしまうと大変申し訳ないですけれど、あくまで提言は専門家の方々の御意見を取りまとめたものになりまして、ビジョンは沖縄県が策定するものになりますので、そこの有識者からの意見などを、取り込める部分を取り込みながら策定しているというところです。

○徳田将仁委員　基にって書いているんですけれど、基にしているのかと聞いています。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　そこを踏まえてつくったという意味では、基づいてつくっています。
以上です。

○徳田将仁委員　基づいてと書いてあるから。
もう、それをただ、別にそれを認めればいいだけなのになんで。一々ね、遠回しなくてもいいのに。
そこでですけれど、この提言書の中にある沖縄戦と基地問題の若者への継承というところの中にあるこのグリーナムコモン運動とは何ですか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　今おっしゃっているイギリスのグリーナムコモンは、海外の市民活動の実例というところで認識をしております。
以上です。

○徳田将仁委員　そこにね、これがまたちょっと問題だなというところで、今、例として挙げさせてもらっているんですけれど。
これ題名の中に、この若者への継承というところなんですね。今書かれているところが、25ページですよ、そう書かれていますよね。
そこで、皆さんがこのグリーナムコモン運動をですけれど、誰に対して重要な教訓になると、皆さん認識していますか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　この提言書は有識者の方々のお話を取りまとめたものになりますので、今ビジョンと直接的に、この、グリーナムコモンっていうところの記述はないものと認識をしておりまして、有識者のお考えがここに掲載されているというところになります。

○徳田将仁委員　いや、だから、皆さんこれを基に作成しているんですよね。
その中で皆さんどう読み解いたのかと聞いているんですよ。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　様々、市民活動で平和の取組をしてきたという歴史がありますので、そういったところで委員の方々こういったものを参考として記載をしたものと認識しておりまして、あくまで平和意識の醸成というところで、沖縄県としては次世代への継承ですとか、そういった平和教育、平和学習の充実を図っていくという視点に基づいてビジョンを策定しているものです。
以上です。

○徳田将仁委員　だから皆さんがどう読み解いたのか分からないんですけれど、この中で書かれていることですよ。
グリーナムコモン運動。そして、沖縄戦と基地問題、若者への継承と書かれているんですよ。だから、誰に対して重要な教訓になる。これ重要な教訓となるとも書いてあるんですね。
だから、皆さんはどういう認識を持ったのかと聞いているんです。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　ちょっと重ねての説明になるかもしれないんですけれども、様々な市民活動によって平和が醸成されてきたという歴史もありますので、その一例としてこちらに取り上げられたものだというふうに認識しております。
以上です。

○徳田将仁委員　では、重要な教訓になるとも思っていないということでよろしいですか。
この提言書の内容だから、それはしっかりと反映させていくという認識ですか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　すみません。

また重ねてかもしれませんが、目的の達成を支援する機運を形成した事例を知ることは、平和発信の取組を考える上で重要な教訓となるというところで、様々な事例を知るということが平和発信の取組を考える上で重要であるというふうに読み解いているところです。

以上です。

○徳田将仁委員　だからこれを、こういった活動があって、それを若い世代に伝えていくことは重要な案件であるという、今答弁いただいたんですけれど、違いますか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　また重ねてになって申し訳ないですけれど、そういった市民がまとまった運動を行い、意見を発信し続けたという、こういった市民が平和啓発に取り組んでいくというところの意味において、機運を醸成した、こういった海外でどういう形で市民がまとまって運動したかということを知ることが、平和の取組を考える上で重要ということで、この中身、具体の話で、今捉えてはいないというところです。

以上です。

○徳田将仁委員　僕が言ったのと何が違うのかちょっと分からないんですけれど。

ただね、皆さんに知っておいてほしいのが、グリーナムコモン。これ内容分かりますか。僕も調べたんですよ。もうびっくりでしたよ。この運動の特徴ですよ。運動内容の特徴で、フェンスに、リボンや写真を結ぶ。手をつないで基地を囲む。そして、テントを張って座り込み。これが大きな特徴なんですよ。

あのね、どっかと全く一緒じゃないですか。まさに今辺野古で行われた反対運動と同じなんですよ。

それをあなたたちは、このビジョンを策定して、特定の運動を行政として推奨しているのと一緒なんですよ。

だから何でこれ見てちゃんと見解何なのかと聞いたのはそこなんですよ。

もう一度見解をお聞かせください。

推奨するんでしょ。

○多良間一弘知事公室長　お答えいたします。

先ほど来課長が説明しているのは、個々の運動の内容について継承していくというようなことではなくて、そういった事例をいろいろ知ることによって、

そういったものを平和の意識として継承していくという形で捉えているということでございます。

そのためにビジョンにおいては、こういった継続的な継承の取組ということで、平和の礎への追加刻銘でありますとか、平和祈念資料館での平和の継承といった形のもので、その継承という部分で捉えているということで、この具体的な個別の中身というふうには、我々としてはそれを受け止めていないというところでございます。

○徳田将仁委員　先ほどの資料の続きなんですけれど、今皆さんたちはこの全く違うことも書かれているんですよ。

将来の沖縄に向けた沖縄の個々の行動の方向性と書いてあるんですよ、これ。

行動起こせと言っているのと一緒ですよ。意味分かりますか。

書き方の問題なのか分からないけれど、ちゃんと精査して書くべきではないのか。

○多良間一弘知事公室長　この行動の方向性はですね、これ全部この一連になってまして、恒久平和に貢献している戦後100年の沖縄の将来像を実現するための行動の方向性ということで、今言っているように反対運動とか抗議活動とかのこの行動の方向性という意味ではございません。

○徳田将仁委員　今まで、この話を今議論した中で、この点も踏まえて、この本ビジョンの中立性というのを、どう整理していくのか伺いたいと思います。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　今ちょっと委員のおっしゃっている中立性というところの認識が、ちょっと詳細を把握できていない部分があるんですけれども、今、これはビジョンは、将来像というところになりますので、個別具体の平和学習、平和教育に関する中立性というところに関して、ビジョンの中で示しているというものではないです。

以上です。

○徳田将仁委員　このビジョン何のために出すんですか。そこを教えてください。何のために出すのか教えてください。

○多良間一弘知事公室長　これ目的のほう最初に説明しましたけれども、戦後

80年以上が経過し、戦争の記憶の風化が懸念される中で、沖縄戦の実相と教訓を正しく、かつ時代の要請に見合った形で、次世代に継承していこうということで、沖縄の将来像を示した上で、それを実現するための行動の方向性を示していこうということで示し、つくっているものです。

これは21世紀新ビジョンで定めている平和に関する部分の補完をしてこれを具体的によるこの方向性を示してこうということで、今回作成しようというものでございます。

○徳田将仁委員　このビジョンの起案者誰ですか。

これを出そうと思って誰がつくろうって言い出したんですか。

起案者誰ですか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　万国津梁会議を設置するに当たって様々テーマが行政の中で、県庁の中で取り上げられて幾つか万国津梁会議のテーマが出てきて、その中で平和に関するビジョンを策定するということで万国津梁会議が作成されています。

三役の意向も含めての平和ビジョンの策定というふうに認識しております。

以上です。

○徳田将仁委員　三役の意向を踏まえてのビジョン作成に至ったっていう認識で今理解しました。

その認識でよろしいですか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　ちょっと先ほど公室長からも説明があったんですけれども、戦後80年、戦後100年を見据えて、平和行政に関して県民により届くようなメッセージ性のあるようなものをつくっていこうということがあったかと認識しておりまして、それについて、テーマとして候補に挙がってそれが三役の意思決定も踏まえて、一つのテーマとなったというふうに認識しております。

以上です。

○徳田将仁委員　三役の意思決定でこれ行われたということですので、庁内の手続としては、どなたが最終決裁者になっていますか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　今パブリックコメントを実施しています

ので県民の方の意見なども広く取りまとめてですね、文言をしっかりと調整していって、まだ決裁はまだなので、その後に知事決裁になる予定です。

○徳田将仁委員　以上です。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。
　呉屋宏委員。

○呉屋宏委員　基本的なことだけ聞かせていただきたいんですけれども、これビジョンの中の４ページか。ビジョンの期間というのがあるんですよ。
　今の議論を聞いていると戦後80年、100年をという話なんだけれど。
　なんでこれ期間は５年間なの。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　先ほどちょっと公室長のほうから話があったんですが、21世紀ビジョン基本計画の中で平和の取組というのは一部記載がありまして、これを、より分かりやすく平和に特化した形で今回ビジョン策定していることになっておりますが、あくまで21世紀ビジョン基本計画の終期に合わせて、一旦令和13年度までとして設定しているものです。
　当然基本計画は改定などもなされるというふうに認識しておりますので、そういったところで、ビジョンの考え方についても、基本計画の中に入れ込めたらというふうに考えております。
　以上です。

○呉屋宏委員　僕はね、この考え方自体が僕はそもそも間違っていると思う。
　僕はね、平和学習だとか平和という部分に対して、期限があるのか。僕らはみんなそう思っていますよ。
　改めてこれをやらなくても、みんなの気持ちの中にこれはあると思う僕は。だから、あえてこれを持ち出す理由が僕には分からない。
　例えばね、これは戦後80年たって、沖縄こうしていきたいんだというようなものを、知事がメッセージとして出すんだったら分かるよ。
　あなた方総論なんだよ平和の。各論はどこにあるの。
　あのね、県庁を見ているとね、さっき議論しましたよ、ＶＬＲ。このＶＬＲの議論をしていてね、これＳＤＧｓなんでしょ。持続可能な社会に向かっていこうということなんでしょ。
　でも、あなたがたは総論はこんなことやるけれど、各論は何もやっていない

んだよ。

一般に電気自動車を予算つけると言ったら、あなた方の予算は２億5000万円。一般に公開する予算は1100万円。これでＳＤＧｓやるって言っているの。これを国連まで行って報告するものなの。

僕は、総論はあなた方、頭がいい人たち書くから、きちっとしたものができるんでしょうよ。

だけど、問題は実行しなければ意味がないんだよ。そこがないから困っているんだよ。今の行政は。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　ビジョンのほうは今個別の計画とは位置づけておりませんので、21世紀ビジョン基本計画に基づいて、実施することにはなるんですけれども、先ほど御説明したように、基本計画を改定して実施計画の中で、個別にどういった施策をやっていくかっていうところが、今後取り組んでいくことになるかと思っておりますので、総論をビジョンで今お示しはしているんですけれども、具体の個別の事業に関しましては、今後実施計画なり、基本計画に基づいて、実施していくことになるかというふうに認識しております。

○呉屋宏委員　照屋さんね、僕はそういうことを言っているんじゃない。

これは、僕はそもそもこんな問題は、もっと高いレベルの中で、発信すべきものであってね、例えば去年、石破さんだったかな。戦後80年たってのメッセージを出したんだよね。10年ごとに日本政府はそれを出してきているわけだよ。

私は少なくても、知事はなぜそのときに、沖縄の戦後80年のビジョンを、思いを、そこの中で語ったほうが、まだきれいだったんじゃないの。

こんなペーパーにして残す話ではないでしょう。これ議論になるんだよ、また。さっきあなたが言った。そうなんだけれど、私たちはこのビジョンをつくる側ですよ。これを守るか守らないかは、各部によって違いますよというような話だよね。

これ誰がチェックするの。これ、つくったところから教育委員会に物を言えるのか。商工労働部に物を言えるのか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　ビジョンを策定するに当たっては、庁内にも照会をかけておりまして、全ての部局にも、意見などを取り込めるような形で照会をして実施していました。

以上です。

○呉屋宏委員　いやだからさ、あなた方そのビジョンをつくるまではいいよ。

４年たって５年たって、この担当者がそのまま残っているのか。

だから、そうではないから行政は継続しなければいけないんだけれど、その思いがそこの中に残らなければ意味がないんだよ。

だから、この平和についてというのは、誰しも思っていることであって、それを引き継がなければ、これ保守、革新だとか中立性のぶつかり合いだとかというのは、ずっと今でも起こっているわけよね。

平和の捉え方じゃないんだよ。議論があるんですよ。平和に向けてどうするかということの議論はあるんだよ。

だから、これは各々が思っているところで平和に向かっていくっていうのはみんな一緒。

だから、これをあえてここの中で、文字に変える必要があるのかなというところで、僕自身はそういう不安を持っている。

書くのはこれ見て、誰もこれの中にね、反対するというのはあまりないよ。あるのは期間だけだよ。なんでこの期間なの。なんで５年だけなの。このビジョンというのは５年だけなのという話にしかならないから、こういうものは５年でやる話ではないでしょう、期間を打つ話ではないんだよということを、僕は指摘をして終わりたいと思います。

以上。

答弁はいいです。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

大田守委員。

○大田守委員　すみません。

この内容全体にね、私反対はしませんけれども、そういうビジョンだと思いますし、必要だと思います。

そういった中で、学校教育の中にもこれ、取り入れていくという考えであればですね、もう少しスパンを私は長くしたほうがいいと思っているんですよ。

この沖縄戦の前兆は、元は明治12年の琉球処分ですよ。その後1880年代、そのときに、琉球処分問題起きましたよね。清国と日本で。そのときも簡単に切り離そうとしたんですよ。本島と先島。

そこから話持っていかないと、これが後々の沖縄戦につながってくると思う

んですよね。

学校教育も遅れた。あとは徴兵制も沖縄は10年遅れているんですよ。それはなぜか。日本語が話せないから。だから学校教育を徹底してやったんですよ、日本語の。これ命令を聞く教育をつくるために。

そういったものから含めて、沖縄戦以後のことをやるのではなくてね。本来、やはりその前から私たち沖縄県の教育はやらないといけないと思っている。

1879年は、これは琉球王府の権利がなくなった年なんですよ。一般の百姓は、教育を受ける権利をもらった年なんです。こういったものも含めて、歴史の裏表あります。ただし、沖縄戦の問題はそれ以前から発生していると。

これはやはり私たち沖縄県民は、それを分からないといけない。平和教育でこの沖縄戦からやるということは、私はちょっと中途半端だなと思っています。

私の小学生の時分に日露戦争に従軍したおじいがいました。彼が私たちがサトウキビの収穫の時に言っていたのは、地面から根っこを10センチも残して切ると役人が来るぞ。

当時は砂糖は大事な資源なんですよ。そういった中で納入しないといけない。だから地面から10センチも残せば、この資源が無駄になるんです。だから地面ぎりぎりに切らないといけない。これも、この砂糖資源も、やはり日本に持って行かれていたんですよね。

だからこそ、平和というのはそういったものから見ていかないと、特に私たち沖縄だからこそ、これ必要だと思っています。

沖縄戦からではなくて、その前の100年間、70年間それしっかり見ていくと。そこからが、私は沖縄の本当の平和の、これ出ると思います。

そこは、学校教育にしても、沖縄戦からのこれではなくて、そこまで持っていって、沖縄戦はどこから始まったんだという、そういった観点から、私はやるべきだと思っているんですよ。

先ほど、呉屋委員もおっしゃいました。革新とか保守とか関係ありませんよ。平和は誰でも望んでいます。

ただ本当にそれを自分のものとするためには、そういった事例をしっかりと把握していってやるべき。

今、沖縄の学生に、沖縄は先島と本島で、別々になっていたかもしれないよ。誰も分かりません。それ教育で教えていないから。これも含めて沖縄型の本当の平和ビジョンをつくるのであれば、そこから出発しないと私は駄目だと思います。

幸い私たちの時分は、まだ日露戦争に従軍した人たちが生きていた時代だから、そういった人たちの話を聞いているから、今サトウキビの根っこから10センチも外して、全部使用かけています。ハーベスターですから。

そういったものを含めてね。やはり平和というのは、まず食料そして資源、これをどう分配するか、それだけなんです。

だからこそ、沖縄だからこそ、サトウキビ１本とっても、そこから話ができるんです。

それをね、私はしっかりとやるのが、本当に沖縄らしい平和ビジョンだと思っています。

これからこれをまた取り入れることは難しいと思いますけれども、ただしかし、本当に具体的に始めるときは、そこまで議論すべきだと思っております。

これは提言です。

以上です。

○伊志嶺周県立学校教育課副参事　お答えします。

大変大きな話でもありますので、重要なことだなと認識しているところです。

平和教育に限らず沖縄の史実を学ぶという、琉球の歴史を学ぶということは、学校教育においても非常に大事なことだと思っておりますので、平和教育と併せてですね、歴史教育のほうもしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員　お願いします。

35ページから提言書。この35ページに示された８施設の件だけれどもね、これ連携施設はどのような基準で選定されたんですか。

平和関連施設との連携対応の35ページ。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　提言書の中にあります８施設ですけれども、これに関しましては沖縄・平和と人権博物館ネットワークというものがありまして、令和６年11月に設立されたものになっておりまして、その８館を指しております。

以上です。

○島袋大委員　この提言書をつくるに当たって、この８施設はこの１つの団体がそういうふうに活用していたからということで入れたということ。この委員の皆さん方から、推薦等があったから……、この８施設を入れた理由を聞きたいんだけれど、もともと活用策があったからということでぶっこんだということかな。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　この提言書に関しましては万国津梁会議の委員の方が議論されていて、こういったそもそもその８館のネットワークを活用してという趣旨での提言というふうに受け止めております。

以上です。

○島袋大委員　令和７年２月に沖縄・平和と人権博物館ネットワークを設立しているということあるんだけれども、このほかにも平和学習を実施する施設がある中で、この１つを選定した理由ですよ。

だから今言うように、僕を納得させるではないけれども、誰が見てもこれだけ平和学習、平和ガイドも含めて施設もある中で、なぜこの８つだけが明確に書かれているのかなというのが不思議でしようがないんだけれど。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　今８施設に限定したものではないというふうに認識しておりまして、希望があればその博物館なりそういった資料館はこのネットワークに加入できるというふうに聞いております。

ちょっと県が主体で、設置しているネットワークではないものですから、全ての館が協力して、ネットワークを構築していこうという合意があれば、ネットワークに加入できるというふうに承知しております。

以上です。

○島袋大委員　今のように、たくさん施設があるからそれに盛り込んでもいいということを言っているけれども、すでに８施設がもう名前となって出ているんだよね。

沖縄愛楽園、ヌチドゥタカラの家、佐喜眞美術館、不屈館、対馬丸記念館、ひめゆり平和祈念資料館、そして南風原文化センターとあるんだけれども、どう見てもこのうち、ヌチドゥタカラの家とか佐喜眞美術館とか不屈館とか、個人的な資料館として経営されている方々ですよね。

ましてヌチドゥタカラの家とか不屈館含めてですね、個人の資料を集めたところ展示しているところだと思うけれども、それよりも公共の施設とか含めていろいろあるはずなのに、こういった形で、もう明確にこの名前が載っているということ自体がですね、県の提言書の中でこういった形で出されるということ自体が、私はこれ県は認識した上でやっているのかなと思っているんですがどうですか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　重ねての説明になるんですが、そういった沖縄・平和と人権博物館ネットワークというものが設立をされていて、そのネットワークを活用したような形でのネットワーク、提言書の中にはそういったところで記載がなされているというところで、ビジョンのほうには特に明記はしていないというところになります。

以上です。

○島袋大委員　この沖縄・平和と人権博物館ネットワークって、これ趣旨とこの中身どうなっているんですか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　民間主導で設立されておりまして事務局も民間が担っております。

お互いの博物館なりのネットワークに関して協力していく、一緒に平和発信していくというところでのネットワークというふうに承知をしております。

○島袋大委員　この中でこの８つの施設も含めて調べていったら、要するにこの平和関連施設のネットワーク構築事業の運営事務局として東武トップツアーズがやっているけれども、東武トップツアーズのこの平和学習のこのツアーは、全部この８施設だけぐるぐる回っているんですよね。組み替えしながらですね。

だから、東武トップツアーズもこれ県の委託事業を受けているかもしれないけれどもそこでやっているかもしれない。

だから、結局こういう人たちが既にやっている事業を、位置づけとしてこういった形で提言書に書かれているとしか私たち認識しないんだけれども、だから、沖縄県がどうやりたい、沖縄県はどう持っていきたい、先ほどから話があるけれども、沖縄県が柱となったこの幹となるものが私は感じられないんだけれども、他の皆さん方の話を聞いて付け加えた形がそうなっているという形になると思うんだけれど。

僕も何て質問していいか分からないし、皆さん方も何て答えていいか分からないような状況になっていると思うけれども、要はこの、今回の問題でこの平和学習の位置づけっていうのは、あまりにもこれ中立性がちゃんと取られているかというのを聞きたいんだよ。中立性や公立性について、どのような整理をしているんですかということを伺いたいんだけれども。

どうなんですか。

○多良間一弘知事公室長　お答えいたします。

まず専門家からの万国津梁会議の提言書の部分のこのネットワークは一つの例示として掲げて、そういったネットワークとかが、つなぐことによって情報発信の相乗効果を高める効果が期待されると、こっちのほうが言いたいのかなというふうに受け止めていまして、それで平和ビジョンのほうにはそういった部分でネットワークの構築という部分を入れているところなんですけれども、個別具体にこういった８施設というのを、それで我々のほうで指定して、これをビジョンのほうに入れているということではございません。

あくまでもこのネットワークの重要性という部分を捉えて、ビジョンとして、そのネットワークの構築というものが必要だろうということで位置づけているというようなところでございます。

○島袋大委員　ぜひとも誤解をされないように、私はやるべきだと思っていますよ。だから、とにかく中立性を持つということだと思っていますよ。

今挙げたところにも、今回の問題で出てきた金井さんとかいろいろ関連するところもあるんだからさ、ここはしっかりと、きちんとした平和学習を、私は駄目だと言っていませんよ、一言も。やるのであれば、きちんとした形で皆さん方に広く分かってもらうために、やるべきことをやろうってことだから、その入り口から間違ったら違う方向になるよということであります。

もう結びますけれども、これはあくまでもこのリーダーの判断で、知事の判断でこの知事の考え方の下でこれ動いている形となっていると思っていますよ。

これ知事が変わればまた変わるかということですよ。

今言うように先ほど５年間と言っているけれども、これ知事が変わればがらっと変わりますよ。だから、１つのリーダーでさ、こういった平和事業がころころ変わるというのはもうまさしく昔の沖縄県知事の保守と革新の考えの下でやっている中でさ。先ほど皆さんから保守、革新関係ないと言ってもね、どう見てもこれ、普通にペーパーを水で濡らしても全然違う色なりますよ。

これかなり中立性が欠けていると私は思っていますよ。

だから、ここ５年間と言っているけれども、この５年間という意味が分からない。やるんだったら、かなり恒久的にね。ずっとこの沖縄県の位置づけ的な面で考えるならまだ分かるけれども、あまりにも方向性がちょっと偏りすぎていないかなというのがあるから、この５年にしたのかなと思っているし。

だから、ここがねちょっと僕も、なかなかこの辺、どういうふうな形で確認していいかなってなかなかあるんですけれど、これちょっと時間かかるね。

私もこの二、三日間これ集中してみても、今日これぐらいの程度しか聞けないんだから。

ひとつこの辺を、最終的に我々もまとめて意見出したいところ、私も提案したいと思っていますので。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　このビジョンの３ページ。

１をお開きください。（２）ビジョンにおける平和の捉え方についてでありますけれども、人間の安全保障の説明をお願いします。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　人間の安全保障は恐怖からの自由、欠乏からの自由、尊厳をもって生きる自由により構成されるとされております。

恐怖からの自由は暴力、言葉の暴力、性暴力等も含み、人権の抑圧、戦争等からの自由を指し、欠乏からの自由は、貧困、飢餓、教育機関の欠如、病気等からの自由を指すというふうに位置づけられているところです。

以上です。

○宮里洋史委員　今回の平和ビジョンで、ここまで、広義の平和という位置づけで、ここまで広大になんというか、広くまたがる、安全保障という言葉を使った文言を入れた理由を教えてください。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　人間の安全保障に関しては、21世紀ビジョンのほうにも記載があったかというふうに認識をしておりまして、この提言書の中だけで今、位置づけられているというところではなく、環境、貧困、人権等の人間の安全保障に関わる領域への貢献について、人材育成の拠点づく

りなどに取り組むということで、21世紀ビジョンにも位置づけられているところです。
以上です。

○宮里洋史委員　21世紀ビジョンには平和のところに入っているんですか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　アジア太平洋地域平和協力外交地域形成のところに記載があります。
以上です。

○宮里洋史委員　先ほど平和学習は教育委員会だと、小中は教育委員会だってお話がありました。
21世紀ビジョンもそういう意味では僕としては懐疑的なんですけれども、やはり貧困・暴力・人権・差別・環境は平和というか知事公室の事業ではないんですよね。超えていますよね。
厚労関係だったりだとか分かれているわけじゃないですか。
これなんか広義に位置づけるというのも、多分万国津梁会議の提言に基づいてやっていると思うんですけれども。
そこまで拾い上げる平和ビジョンなんですか。そこら辺どういう取りまとめしているんですか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　すみません、御質問の意図を捉えてるかどうかになるんですけれども、人間の安全保障が保たれれば、平和で豊かな沖縄というところの、21世紀ビジョンの趣旨にかなうものかというふうに認識をしております。
以上です。

○宮里洋史委員　それではこのビジョンは、各課にまたがることも踏み込んでいくという意味で捉えているんですか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　各所管による取組が当然なされるもので、子どもの貧困はこども未来部ですし、そういった平和につながるようなビジョン、将来像というところでの平和ビジョンは位置づけとなっております。
個別具体の施策というところではなく、将来像というところで当然ながら、県の行政が担うべきところを、取り組んでいって、将来的にそういう人間の安

全保障に貢献したいというところになるかと思います。
以上です。

○宮里洋史委員　11ページ。④ですね国際協力に向けた連携体制の構築。
ＮＧＯ、ＮＰＯ等パートナーとして連携を図っていきます。これ具体的にどういったところがあるか教えてください。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　沖縄県では平和賞を贈賞しております。
その中にはＮＰＯなどもあったりしますけれども、そういう国際貢献に尽力されている方々、そういったところなども想定をしているところです。
以上です。

○宮里洋史委員　12ページ行きます。
12ページの②、14ですね。
「平和に関する調査研究を進めて」とありますけれど、どういった調査研究を行うんですか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　今、平和研究機構（仮称）というところの設置を取り組むということで議会の答弁などでもお伝えしているところなんですけれども、そういった研究機構で平和に関してどういった調査ができるかということを、今年度調査事業を入れておりまして、平和研究機構がどういった調査を進めていけるかということを、今後まとめていきたいというふうに考えております。
以上です。

○宮里洋史委員　この平和ビジョンは、万国津梁会議の提言を基にと書いてありますので、その調査研究について質問させていただきたいんですけれども、そもそも今の時点で調査研究内容が、今からビジョン策定するのに入っていないこと自体がおかしいんですけれど、何で入っていないんですか。
今からその研究内容調べると何で答弁できるんですか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　調査を今委託している状況にあるので、その調査をまとめた上でお話しができるかというところで今お答えしたところです。
具体に調査のテーマということを今お聞きされているという認識でしょう

か。

万国津梁会議の提言書の中では、調査研究を進めていくというところで、研究テーマにつきましては、ローカルな視点として沖縄戦に関する研究ですとか、基地問題、沖縄からの移民等の戦争体験、歴史的事件の真相究明、不発弾などが例示されておりまして、グローバルな視点としましては、戦争の予防、アジア太平洋地域の安全保障と平和構築などが例示をされております。

ただビジョンの中で、研究というところに関しましては、先ほどもお伝えしたとおり、こういった提言に縛られるものではなく、今後そういったものが沖縄県の平和研究機構になじむのか適切なのか、過去の歴史も踏まえてどういったものが研究テーマになり得るのかというのを、今後、詳細に詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○宮里洋史委員　今、こういったテーマがありますと言った後に、縛られるものではなくてと否定した理由は何ですか。

ないならないでいいんですけれど。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　なので、ちょっと冒頭、委託している調査結果を待ってというのは、それで先に答弁をしたところです。

以上です。

○宮里洋史委員　待ってからこのビジョン出してもよかったのではないですか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　平和ビジョンに関しましては、研究機構に特化したものではありませんので、平和行政全般を示しているものになりますので、平和研究機構の研究テーマに関しましても、個別に調査事業を今しているというところになります。

以上です。

○宮里洋史委員　それでは聞きます。

提言書に書かれて、今お話もされたので、戦争の予防とは何ですか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　ちょっと今、具体的に定義してお答えすることが適切かなんですけれども、通常、戦争の予防とは戦争を起こさないた

めにどういったことができるかという視点での研究にはなるかと思いますが、これに関して、学術的論文として、今後平和研究機構の中で調査していくかというのは、先ほど御説明したとおり調査事業の中で、検討していくことになるかと思います。

以上です。

○宮里洋史委員　僕はここが危惧するところなんですよ。

このビジョンと、この研究内容は若干違いますというお話なんですけれど、研究内容をつくったときにはこのビジョンに基づいてと絶対言うじゃないですか。

だから不安なんですよ。戦争の予防ということを、沖縄県が考えるということなんですよ。平和研究機構っていうのをつくって、沖縄県が戦争の予防を考えるって。大丈夫ですか。これ国の専権事項でしょう。

歴史を学ぶとか、今までやっている平和教育は僕はいいですよ。認めていますよ。戦争の予防ということは、今後の対策となって、もっと読み上げますよ。

万国津梁会議の提言書の中には、基地機能の規模や必要性を論理的に整理するとあるんですよ。ということは、沖縄県の在日米軍、もしくは自衛隊の規模が安全保障上必要かどうかを議論すると明確にうたっているんですよ。提言書にはですよ。

でも、今、研究内容僕らに言えないじゃないですか。平和ビジョンができた後に研究内容が出てきた。平和ビジョンに基づいてやっていますと言われたら僕らなんて言うんですか。

基地の規模、機能の規模、こういった提言が行政文書である必要もないし、そもそも僕らがタッチできるレベルを超えていると思うんですけれど、知事公室長見解を伺います。

○多良間一弘知事公室長　提言書におけるこういった中身はですね、あくまでも例示として掲げられているものであって、我々は今後、自治体としてはこういった研究機関において、どういった研究テーマがあり得るかあるいはそういったものができるのかということを、今先ほど課長が答弁したとおり、そういったものを国際研究機構の機能とですね、そういったものの役割というものも合わせながら、そういったものを検討していこうというふうに考えておるところです。

ですから具体的に研究テーマとして、この国際研究機関ができたときに研究

テーマとしてどういったものがなされるかというものについては、今後の課題だというふうに捉えているところでございます。

○宮里洋史委員　では知事公室は、今の基地機能の規模の必要性とか論理立てるというのは、県としては、そういったつもりはないということなんですね。そういうものを研究しようというつもりはないということでいいですね。じゃ。

○多良間一弘知事公室長　そういったものに断定している、決定しているというものではないということでございます。

○宮里洋史委員　これ、この部分も研究対象になり得るんですか。

○多良間一弘知事公室長　それは今後の検討課題ということで。今後、今からそういったものについて検討していくという話になると思います。

○宮里洋史委員　相当怖いですね、今この発言できていること自体が、僕は怖いですよ。

だってこれ、今必要性を論じて研究すると言っているんでしょ。これ研究したら、発表するんですか。

沖縄の基地はこれだけ要りませんとか、いや基地負担軽減の話ではないんですよ。基地機能の規模の話をしているんですよ。それに対して、いやこれは研究対象になりませんと言えないことが怖いんですよ、僕は。

○山城憲一郎地域外交統括監　ありがとうございます。

軍事戦略に関するテーマをこの機構で担うというのは非常に考えにくくてですね、アメリカのやるような、シンクタンクがやるような、その安全保障に関するものというよりは、例えばその沖縄をテーマにして、研究をする際に、これまでもそうだったんですけれども、地政学というような切り口から論じないといけない部分があります。場所的な特性がありますから。

それは仲井眞県政のときに、地域安全政策課というのがあったように、沖縄の宿命というか、沖縄が持つ特性ですので、全く地政学とは遠いところ、純粋に国際交流とか、純粋にビジネス、貿易に特化したものになるとはこの場では言えないと思うんですね。

地政学とからめて沖縄の場所として考えなければならない要素があるという

のは、当然研究の対象になり得る可能性がある。ただし、軍事戦略と国の専管事項に踏み入るようなことを、地方自治体ができるわけはございませんので、その辺りの、もし御心配をおっしゃられているのであれば、そういった御心配には当たらないのではないかと、我々としては今考えているところです。

○宮里洋史委員　知事公室長、明確に答弁いただきたいのは基地機能や規模の必要性を論理的に整理するという文言があるんですけれど、そういう研究は行わないということでよろしいですか。

国の専権事項だから言っているんですよ。

○多良間一弘知事公室長　研究テーマとしてなり得ないかどうかということではなくて、その中身の、検討の中身が国の専権事項を超えるような話にはならない。あるいは、自治体レベルでどこまでできるかというような議論になるんだろうなというふうに考えているというところでございます。

○宮里洋史委員　では、今、国の専権事項にならないというラインを明確に引いて、僕らに説明してください。

国の専権事項は何ですか、その研究は行いませんと言ってくれないと、このビジョン不安でならないですよ。そういう意味ですよ。踏み込みすぎじゃないかと思っているんですよ。

基地負担の軽減とか、平和教育の継承とか、人材育成とか当たり前にやるべきですよ。我々は普通に思っています。

この研究でもう一つ聞きますけれども、平和機構をつくると言って、新しい基金をと言っているじゃないですか。今の平和学習、沖縄も何十年も頑張ってきて、平和祈念資料館、ひめゆり資料館もあって、僕らも小さいときから学んでいる各機関があるわけですよ。それを差し置いて新しくする理由もこのビジョンに書いていないではないですか。理由が分からない。

もう一回答弁お願いします。

○多良間一弘知事公室長　研究機構におきましては、ローカルな視点としての沖縄戦に関する研究であるとか、基地問題でありますとか、そういったものを総括的にいろいろまとめて研究するという部分もあるんですけれども、先ほどありました人間保障という部分の安全保障という部分からの観点からも、いろいろな研究とかもテーマになり得るんだろうというふうに考えているところです。

それはまた自治体レベルで行われる研究という形に当然なりますので、先ほど来言っているような、国の専管事項にまで関わる、踏み込むというものについては、テーマとしてはあり得たとしても、中身的にそこまでの提言、研究に行くかということは、そこは私としてはそこはないんだろうなというふうに考えているというところでございます。

○宮里洋史委員　テーマとしてはあり得るがおかしいんですよ、だから。規模の必要性を論じることはおかしいんですよ。論じたらまとめるじゃないですか。文書にされるじゃないですか。

沖縄が基地はこれだけでいいんですよと警鐘していくポジションになるというのは、地方自治体の権限というよりも、立場を超えていますよねと言っています。

だから、そこはいやいやそういう地方自治体権限超える研究はできませんでいいんです。なぜそれを言わない。テーマになり得ると言うんですか。

○多良間一弘知事公室長　繰り返しになるんですけれども、テーマとしてなり得たとしても、内容的にはこの自治体の範疇を超えないというふうに私は答弁しているつもりでございます。

○宮里洋史委員　それが想像できないから不安なんですよ。

では、どういった状況なんですかそれは。説明してください。テーマとしてはなり得るけれど、研究はしないというか何か専権事項を超えないと。

どういうこと。

○多良間一弘知事公室長　これはもう個別にどのような形で研究が進むかという話があるので、今の時点で想定はできないと私は思います。

ただまとめる段階において、それが本当に研究として、自治体としてどこまでこれができるかという考察が当然のことながら入ってきてまとめられるものだというふうに考えております。

○宮里洋史委員　これ僕は民間の団体であるとか、大学教授ならこんなこと言わないんですよ。私たちは沖縄県で公なんですよ。

公が国の専権事項を超えるのはやりませんと言えばいいだけなのに、基地の機能や規模の必要性を論理的に整理するというテーマがもし上がることは上がるかもしれませんみたいな話をすること自体が、僕は公として理解できないん

ですよ。

スタートの答弁でもありましたけれども、中立性は云々みたいな話ありますけれど、そもそも行政は中立性の上で成り立つわけですよね。そもそもですよ。

だから、中立性を高めていくのは当たり前だから、平和学習においても、政党によらないという答弁ができるはずなんですよ。なぜそれしないんですか。だから、疑問があるんですよ。これまでの一連のですよ。

昔ありましたよね。万国津梁会議の中の入札問題とかもいろいろ出てきましたけれども。結局みんな懐疑的なんですよ。信頼されていないんですよ。そういうにもかかわらず、今、説明できないじゃないですか。これ100人が100人聞いて、絶対半分以上、基地機能の規模とか必要性調べるのとなりますよね。そこまで踏み込むの沖縄県はと見られますよ。それでいいんですか。

この平和ビジョンが、だから偏っていると言われるんですよ。

教えてください。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

（休憩中に、執行部より、機構の部分については、在り方の議論の途中なので、明確な答弁ができないが、スタンスとしては自治体が自治事務の範囲内でできることをしっかりやっていくという考え方であるとの説明があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員　質問やらないでおこうと私思ったけれど、ちょっと今の議論を聞いていて、私はですね、憲法に地方自治が明記された、あれ先の戦争の教訓なんですよ。

国のいわゆる中央集権制の下で戦争へ戦争へと地方自治体が駆り立てられていった、あの反省から地方自治というのが出てきたと思うんですよ。

だからその立場で、特に沖縄県としてね。沖縄を再び戦場にさせないと平和な沖縄をつくるということで、自治体として僕はしっかりと、物を言うことは絶対にこれ必要なことだと思います。

それがないと大変なことになると思う。だから僕は、国の専管事項というこ

とに対しては僕は疑問を持っている。
だけど、外交は国の仕事です。だからその外交について沖縄県が直接できない。だけど、沖縄県は、地域外交としてやっているわけですよね。
ただ国の外交に対しても、しっかりと自治体として意見を言わないといけないと思っている。特に沖縄はこれだけの基地の負担が70.3％押しつけられている下で、苦しめられている下で、こんなことでは困りますということを地方自治体として意見は僕は言わないといけないと思う。
それを国の専管事項だから言わないというのは僕は違うと思う。
その点はいかがですか。

○多良間一弘知事公室長　沖縄県は、基地の整理縮小であるとか負担軽減というのはもうずっと以前から求めてきているところであり、それは今後もそういう形で求めていくことになると思います。
ただ、今、一方でおっしゃったことは、先ほどの戦略的な部分というんですかね、そういった国の専管事項と言っている部分とはまた少し異なる部分かなというふうに思っております。
あくまでも、この平和ビジョンという中でも基地の整理縮小とか負担軽減というのは求めていくということで、位置づけてやってこうというふうに考えておりますので、先ほどの議論とは少し私はまた違うと思っていますので、そういったところに関しましては、自治体としてできることは当然やってくというふうに考えているところでございます。

○渡久地修委員　特に沖縄は、81年前の沖縄戦での悲惨な体験しているので、やはり県民の命、沖縄が再びそういったことに巻き込まれないためには、言うべきことはしっかり言っていくという、そういう立場に立たないといけないのでね、そういう精神で僕はやっていただきたいと思います。
以上です。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。
島尻忠明委員。

○島尻忠明委員　一、二点だけ。
令和７年11月のこれ万国津梁会議の提言から、令和８年７月のパブリックコメント。その中で今月中にビジョンを策定してということがあるんですけれど、ちょっとこの期間的な部分、私が感じるのは、ちょっと先ほどからいろい

ろな議論がありますけれど、短いのではないのかなと思うんですけれど。なんか唐突じゃないか、急いで出したのかなと感があるんですけれど。

まずこの件について公室長、この県に関してどう感じておりますか。今までいろいろな意見、質疑がありますが。

○多良間一弘知事公室長　これに関しましては、戦後80年ということを節目ということで、令和６年の12月から取組が始まったというふうなことのものでございます。

その中で令和７年に万国津梁会議とことで有識者の意見も聞くことで、令和７年11月に提言をいただいて、それを基にいろいろ参考となる部分をですね反映させながら、この平和ビジョンの素案というものをつくってきたというところでございます。

それにつきましては今後、今現在このパブリックコメントをやっているということでそういったものを踏まえまして、またこれを踏まえてすぐ、７月と言いましたけれども、７月をめどにということで考えて取り組んでいるところなんですけれども。このパブリックコメントで出てくる意見をまたどこまで反映できるかという部分を踏まえながら、しっかりそういう意見を踏まえながら、ビジョンというものを仕上げていきたいというふうに考えておるところです。

○島尻忠明委員　あとほかに、今、照屋課長からもいろいろな話があるんですけれど。

ちょっと厳しい言い方をすると、継ぎ足しでパッチワークみたいな提言書かなと思うんですよ。今まであって、ここであったやつをここの提言を持ってきて引っつけて継ぎ足ししているような感じがするのが１つと、あとは、やはりこういった新しく提言書というのは、次世代に向けてやるわけですから、もちろんこれまで御苦労してきた皆さん、いろいろな活動して皆さんも大事ですよ。

ですけれど、そこにプラスアルファとして、新しい活動している人の発想も入れてやっていただければよかったのかなと。

これから皆さんいろいろ余地があるっていう話なんですけれど、もちろん今までやってきた、活動をしていた皆さんも大事ですよ。だけど、また新しいまた次の世代に向けてですから、いろいろな平和の在り方も、やはり世代間も変わってくるものもあるし、また戦後大分経過もしておりますから、その感覚もあると思いますので、これが今のところ、ちょっと見受けられないというのが、私としては厳しいのかなと思うんですけれど、この件については知事公室

長どう考えておりますか。

○多良間一弘知事公室長　今のいろいろ御指摘も踏まえてですね、我々まだパブコメの結果も踏まえながら、いろいろまた素案のほう見直しできますので、今の御指摘も踏まえながら、しっかりとですね中身を見直して策定に向けて取り組んでいきたいと思います。

○島尻忠明委員　これからこれは注視していきたいと思いますので、以上で私は、終わります。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　質疑なしと認めます。

以上で、恒久平和に貢献する沖縄ビジョンについてに対する質疑を終結いたします。

その前に委員長としてちょっと整理をさせてほしいんですけれども、この所管事務調査を入れた理由はですね、平和・地域外交推進課から説明資料が会派に配られていて、我が会派で説明を受けたかというのが最初のスタートです。

聞いていないってことになったときに、課長にお願いをして、これは議会の議決が必要ですかと、必要ないですとありました。ということは、我々が知らないところでどんどん進んでいるということなんですね。

もう一つ、先ほどありましたけれど、６月の令和６年12月に万国津梁会議が設置されて、提言書が翌年11月に提言されたと。

先ほどホームページで広く周知と言っていますけれど、なかなか我々議員が目にすることないんですよ。

皆さんはホームページ載せました。これ多いです。

いろいろな案件で、ホームページ載せましたで完了。でも議員として今これだけのことでもこれだけ質問が出るわけですよ。

与党は質問出ないということはもう十分に理解しているか、説明を受けたかもしれませんけれど。

申し上げたいことは、先ほど言いました午前中の企画部でも一緒のことがありました。ある冊子ができました。説明全然聞いていません。副知事が出張行きます。これはおかしいよねということで１回ストップをかけて説明させまし

た。

ぜひ、これから議会軽視と言われないように、今後こういったことに関しては丁寧に説明する皆さんの責任があると思います。

ですから、あえて今回これも所管事務調査に加えさせてもらいましたし、これだけの質問が出るということは、決して全てを否定しているわけではなくて、皆さんの説明の仕方をしっかりやらないと、通るものも通らない、まあこれ別に決裁する話じゃないので、議会の議決必要ないにしても、いいものにはならないと思いますので、そこはぜひ、今後丁寧に進めてください。

では質疑を終結いたします。

休憩いたします。

説明の皆さん御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

（休憩中に、執行部退席）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

議案及び陳情に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

議案等の採決に入ります前に、採決の順序及び方法などの取扱いについて、御協議をお願いします。

（休憩中に、議案等の採決順序等について協議）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

まず、乙第１号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例、乙第２号議案沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の特殊勤務に関する条例の一部を改正する条例、乙第３号議案地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、乙第４号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、乙第５号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例、乙第６号議案沖縄県宿泊税条例の一部を改正する条例の６件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの条例６件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　御異議なしと認めます。

よって乙第１号議案から乙第６号議案までの６件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第35号議案沖縄県知事の給与の特例に関する条例の採決を行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

（「意見、討論なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　意見、討論なしと認めます。

これより、乙第35号議案沖縄県知事の給与の特例に関する条例を採決いたします。

本案は挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○西銘啓史郎委員長　可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が本案に対する可否を採決します。

委員長は、乙第35号議案、沖縄県知事の給与の特例に関する条例については、否決と裁決いたします。

次に、乙第19号議案警ら活動中の事故に関する和解等について、乙第23号議案車両損傷事故に関する和解等について及び乙第24号議案車両損傷事故に関する和解等についての３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、これを決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　御異議なしと認めます。

よって、乙第19号議案、乙第23号議案及び乙第24号議案の３件は、可決さ

れました。

次に、乙第27号議案沖縄県人事委員会委員の選任について、乙第28号議案沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について、乙第29号議案沖縄県公安委員会委員の任命について、乙第30号議案沖縄県教育委員会委員の任命についての４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　御異議なしと認めます。

よって乙第27号議案から乙第30号議案までの４件は、これに同意することに決定いたしました。

次に、乙第31号議案から乙第34号議案までの専決処分の承認についての４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　御異議なしと認めます。

よって、乙第31号議案から乙第34号議案までの４件は、これを承認することに決定いたしました。

次に、甲第１号議案令和８年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）、甲第３号議案令和８年度沖縄県一般会計補正予算第２号の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　御異議なしと認めます。

よって、甲第１号議案及び甲第３号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取扱いについて御協議をお願いいたしま

す。
休憩いたします。

（休憩中に、議案等採決区分表により協議）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。
お諮りいたします。
休憩中に御協議いたしましたとおり、陳情令和７年第38号、陳情令和７年第71号記事項２及び３、令和７年第104号、令和７年第176号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
次にお諮りいたします。
陳情令和６年第96号他19件を継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
次に、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情20件と、ただいまお示ししました本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
次にお諮りいたします。
ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察・調査についてを議題といたします。

休憩いたします。

（休憩中に、海外視察・調査の日程、視察先について協議）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

視察・調査につきましては、休憩中に御協議しましたとおり実施に向けて検討していくこととし、詳細な事項等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情の処理は、全て終了いたしました。

委員の皆さん、御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　西　銘　啓史郎